

過疎地域持続的発展計画書

令和3年(2021年)9月

広島県世羅郡世羅町

目 次

| | | |
|-----|--------------------------|----|
| 1 | 基本的な事項----- | 1 |
| (1) | 町の概況----- | 1 |
| (2) | 人口及び産業の推移と動向----- | 3 |
| (3) | 行財政の状況----- | 5 |
| (4) | 地域の持続的発展の基本方針----- | 7 |
| (5) | 地域の持続的発展のための基本目標----- | 10 |
| (6) | 計画の達成状況の評価に関する事項----- | 11 |
| (7) | 計画期間----- | 11 |
| (8) | 公共施設等総合管理計画等との整合----- | 11 |
| 2 | 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成----- | 11 |
| (1) | 現況と問題点----- | 11 |
| (2) | その対策----- | 12 |
| (3) | 事業計画----- | 13 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画等との整合----- | 13 |
| 3 | 産業の振興----- | 13 |
| (1) | 現況と問題点----- | 13 |
| (2) | その対策----- | 17 |
| (3) | 事業計画----- | 18 |
| (4) | 産業振興促進事項----- | 21 |
| (5) | 公共施設等総合管理計画等との整合----- | 21 |
| 4 | 地域における情報化----- | 21 |
| (1) | 現況と問題点----- | 21 |
| (2) | その対策----- | 22 |
| (3) | 事業計画----- | 22 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画等との整合----- | 23 |
| 5 | 交通施設の整備、交通手段の確保----- | 23 |
| (1) | 現況と問題点----- | 23 |
| (2) | その対策----- | 26 |
| (3) | 事業計画----- | 28 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画等との整合----- | 31 |

| | | |
|----|----------------------------------|-----|
| 6 | 生活環境の整備----- | 3 1 |
| | (1) 現況と問題点----- | 3 1 |
| | (2) その対策----- | 3 4 |
| | (3) 事業計画----- | 3 6 |
| | (4) 公共施設等総合管理計画等との整合----- | 3 8 |
| 7 | 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進----- | 3 8 |
| | (1) 現況と問題点----- | 3 8 |
| | (2) その対策----- | 4 0 |
| | (3) 事業計画----- | 4 2 |
| | (4) 公共施設等総合管理計画等との整合----- | 4 3 |
| 8 | 医療の確保----- | 4 3 |
| | (1) 現況と問題点----- | 4 3 |
| | (2) その対策----- | 4 4 |
| | (3) 事業計画----- | 4 4 |
| | (4) 公共施設等総合管理計画等との整合----- | 4 4 |
| 9 | 教育の振興----- | 4 4 |
| | (1) 現況と問題点----- | 4 4 |
| | (2) その対策----- | 4 7 |
| | (3) 事業計画----- | 4 9 |
| | (4) 公共施設等総合管理計画等との整合----- | 5 1 |
| 10 | 集落の整備----- | 5 1 |
| | (1) 現況と問題点----- | 5 1 |
| | (2) その対策----- | 5 2 |
| | (3) 事業計画----- | 5 2 |
| | (4) 公共施設等総合管理計画等との整合----- | 5 3 |
| 11 | 地域文化の振興等----- | 5 3 |
| | (1) 現況と問題点----- | 5 3 |
| | (2) その対策----- | 5 3 |
| | (3) 事業計画----- | 5 3 |
| | (4) 公共施設等総合管理計画等との整合----- | 5 4 |

| | | |
|-----|---------------------------------------|-----|
| 1 2 | 再生可能エネルギーの利用の推進----- | 5 4 |
| (1) | 現況と問題点----- | 5 4 |
| (2) | その対策----- | 5 4 |
| (3) | 事業計画----- | 5 4 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画等との整合----- | 5 4 |
| 1 3 | その他地域の持続的発展に関し必要な事項----- | 5 5 |
| (1) | 現況と問題点----- | 5 5 |
| (2) | その対策----- | 5 5 |
| (3) | 事業計画----- | 5 5 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画等との整合----- | 5 6 |
| | 事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分----- | 5 7 |

1. 基本的な事項

(1) 町の概況

(ア) 町の概要

◆ 自然的条件・地理的条件

世羅町は広島県の中東部に位置し、東に府中市、南に尾道市、三原市、西に東広島市、北に三次市と周囲を5市に囲まれている。また、近隣の中都市である尾道市・三原市・三次市に20～30km圏内にあり、また広島空港にも約36kmと近い位置にある。

面積は、278.14k㎡で広島県面積の3.3%を占め、県内23市町中14番目の自治体である（令和3年4月1日現在）。

地形は、通称「世羅台地」と呼ばれる岡山県中央部まで連なる準隆起平原の一部をなし、標高350m～450mの台地を形成し、町の南北には標高250m～600mの間に住居や農地が存在している。また、瀬戸内海に流れる芦田川水系と、日本海に流れる江の川水系の分水嶺となっている。

気候は、年平均気温12.9℃、年間降水量1,335.5mmで、広島市より平均気温で3～4℃低く、年間降水量で200mm程度少ない。

◆ 歴史的条件

世羅町は、縄文時代の石器や土器片、弥生時代の集落跡などが多数発見されており、古くから人が住み生活を営んでいたことが確認されている。古墳時代には「康徳寺古墳」をはじめとする数多くの古墳が造られるなど、この地域に小集落が形成されていたことがうかがわれる。

大化の改新の際に、この地域の「郷」などを集めて世羅郡が設けられたとされる。その後の平安時代には荘園が起り、備後国の中央に位置する「大田庄」として統治され、源平のころ、平清盛の子重衡の領地となり、その後絶大な権力をもつ後白河法皇に寄進されて栄えた。平家滅亡後、法皇は紀州高野山に寄進したため、この地域は、今も残る「今高野山龍華寺」を中心に繁栄した。

鎌倉時代を経て安土桃山時代には43の村が設けられた。明治維新後、近代統一国家社会の中へ組み込まれていった。明治22年の市町村制施行に伴い11の村となり、明治31年には甲山村が町制を施行し甲山町となった。その後、昭和の大合併の際、世羅郡に甲山町・世羅町・世羅西町の三町が誕生し、さらに平成16年10月1日に、三町が合併し新しく「世羅町」となった。

◆ 社会的条件

本町は、本庁舎を中心とした市街地に国道184号、432号、主要地方道三原東城線が、せらにし支所がある小国地域では、主要地方道世羅甲田線、吉舎豊栄線、三次大和線がそれぞれ放射線状に伸び、さらに町の中央部を横断する形で「世羅高原ふれあいロード（通称）」が国道・県道と交差している。

特に、平成13年3月のフルーツロード、平成27年3月の中国横断自動車道尾道松江線（中国やまなみ街道）の開通や広島中央フライトロードの整備は、本町の将来にとって社会的・経済的

発展の契機となり、町の発展に向けて大きな可能性を示唆するものである。

「平成の大合併」により、広島県内の市町数は、令和3年4月1日現在で、14市9町となり、本町の周囲は三原市・尾道市・三次市・府中市及び東広島市の5市に囲まれる形となる。

今後、世羅町の特性を活かした豊かで暮らしやすいまちづくりのための計画的な社会基盤整備が重要となる。

◆ 経済的条件

本町の面積は278.14k㎡で、山林が約70%を占め、農用地区域は約12%（33.59k㎡）である。また、世羅甲山都市計画区域指定（平成2年2月13日）は、約5%（14.66k㎡）である。

農用地は主として河川沿岸や谷間にひらけており、これまでの各種補助事業によりは場整備率は約81.0%（令和元年度末）となっている。

町内の集落構成は、一般的に点在型であるが、中心市街地（大田・甲山・小国地区）には農家や一般住宅地、商工業等に利用されているものが複合的に集積し、拠点集落を形成している。

労働力については、平成27年の国勢調査による産業別就業人口割合は、第1次産業25.0%、第2次産業21.4%、第3次産業53.6%で、10年間では第2次産業から第3次産業への移動が顕著であり増加傾向を示している。

（イ） 過疎の状況

本町は、全域が過疎地域に指定されており、国勢調査による本町の人口動態の特徴は、昭和35年から平成27年までに47%減少し、5年ごとの減少率で見ると、平成2年と平成7年では4.4%、平成12年では5.0%、平成17年まででは4.1%、平成22年まででは6.9%、平成27年まででは6.9%と近年その減少率が高く、過疎化が進展していることを示している。

また、平成27年国勢調査では、年少人口（0から14歳）は10.8%、老年人口（65歳以上）は39.9%と少子高齢化も併せて進んでいる状況にある。

また、住民基本台帳による令和2年度末の状況では、年少人口は10.2%、老年人口は41.7%と、ますます少子高齢化が進行しており、その対策と的確な施策が急務である。

（ウ） 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、都道府県の総合計画等における位置付け等を踏まえた社会経済的発展の方向の概要

中山間地域においては、若年層を中心とした人口流出を背景に、農林水産業の衰退や地域の担い手不足、空き家や耕作放棄地の増加など、より厳しい状況となることが予測されます。しかし、中山間地域が持つ魅力ある自然を、新型コロナ危機後の適散・適集な地域づくりに生かすことは、仕事と暮らしをより充実させたいと考える多様な人々から選択されるチャンスとなります。

こうした環境変化も踏まえ、次世代にわたって安心して住み続けることができる持続可能な地域社会であり続けるために、デジタル技術等の様々な革新的技術を最大限活用して、コミュニティを維持するための対策をより一層強化します。

(2) 人口及び産業の推移と動向

1) 人口

平成 27 年の国勢調査によると、本町の人口は 16,337 人、一般世帯数は 6,224 世帯、1 世帯あたりの人口は平均 2.62 人である。また、令和 3 年 3 月末の人口（住民基本台帳）は、15,634 人、世帯数は 6,855 世帯（平均 2.28 人）である。

人口推移をみると、昭和 50 年の 23,063 人から一貫して減少し続けている。年齢構成では、昭和 50 年の年少人口は 19.6%、生産年齢人口は 65.0%、老年人口は 15.3%であったが、平成 27 年の年少人口は 10.8%、生産年齢人口は 48.2%、老年人口は 39.9%と、特に年少人口の減少は少子化傾向を顕著に示している。

将来人口では、平成 27 年の人口 16,337 人は、令和 7 年で 13,820 人、令和 12 年で 12,618 人、令和 17 年で 11,468 人と推定される（国立社会保障・人口問題研究所（平成 30 年 3 月推計））。

今後、新町建設計画・長期総合計画や総合戦略に基づいた施策の推進により、人口の定着化や少子化対策を推進していく必要がある。

産業別就業人口は、第 2 次産業の就業人口が減少傾向にあり、第 1 次産業及び第 3 次産業は横ばいである。

2) 産業

経済のさらなるグローバル化・デジタル化の一層の進展、技術革新の進展などは、さまざまな分野での産業構造に大きな変化をもたらしている。こうした社会構造の変化に対応するため、イノベーション力の強化、付加価値の創出などを進めることが求められている。

特に、デジタル技術やビッグデータの活用により、産業の各分野において、新たなサービスや付加価値の創出、AI/IoT、ロボティクス等 DX の活用が進められている。さらに、この DX は産業構造やビジネスモデル、働き方、暮らし方、生活スタイルそのものに変革をもたらすとともに、社会をより便利で快適に、豊かに変える可能性を秘めている。

本町においては、超高速インターネットアクセスが可能となる高速インターネット通信基盤の整備を図るとともに、産業構造の変化を見据えた既存企業などの活性化対策とサテライトオフィスや ICT 事業者などの誘致が重要な課題となっている。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

| 区 分 | 昭和 35 年 | | 昭和 50 年 | | 平成 2 年 | | 平成 17 年 | | 平成 27 年 | |
|--------------------------|-------------|-------------|------------|-------------|-----------|-------------|------------|-------------|------------|-----|
| | 実数 | | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 30,810 | 人 23,063 | % △25.1 | 人 21,684 | % △6.0 | 人 18,866 | % △13.0 | 人 16,337 | % △13.4 | |
| 0歳～14歳 | 9,908 | 4,524 | △54.3 | 3,700 | △18.2 | 2,251 | △39.2 | 1,766 | △21.5 | |
| 15歳～64歳 | 18,121 | 15,003 | △17.2 | 12,783 | △14.8 | 10,030 | △21.5 | 7,876 | △21.5 | |
| うち 15歳 ～29 歳(a) | 5,904 | 3,749 | △36.5 | 2,469 | △34.1 | 2,172 | △12.0 | 1,411 | △35.0 | |
| 65歳以上 (b) | 2,781 | 3,536 | 27.1 | 5,201 | 47.1 | 6,585 | 26.6 | 6,515 | △1.0 | |
| (a)/総数 若年者比率 | 19.2 | 16.3 | — | 11.4 | — | 11.5 | — | 8.6 | — | |
| (b)/総数 高齢者比率 | 9.0 | 15.3 | — | 24.0 | — | 34.9 | — | 39.9 | — | |

表1-1 (2) 人口の見通し

| 区 分 | | 実績値 | 推計値 | | | | | | |
|---------------|----------------------|--------|-----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | 平成 27年 | 令和 2年 | 令和 7年 | 令和 12年 | 令和 17年 | 令和 22年 | 令和 27年 |
| 人 口 (人) | 総人口 | 16,337 | 15,082 | 13,822 | 12,617 | 11,469 | 10,304 | 9,173 | 8,129 |
| | 年少人口 (0～14歳) | 1,776 | 1,553 | 1,335 | 1,147 | 971 | 820 | 700 | 605 |
| | 生産年齢人口 (15～64歳) | 7,956 | 6,943 | 6,028 | 5,352 | 4,867 | 4,202 | 3,544 | 3,038 |
| | 老年人口 (65歳以上) | 6,605 | 6,585 | 6,458 | 6,118 | 5,631 | 5,282 | 4,929 | 4,486 |
| 割 合 (%) | 年少人口割合 (0～14歳) | 10.9 | 10.3 | 9.7 | 9.1 | 8.5 | 8.0 | 7.6 | 7.4 |
| | 生産年齢人口割合 (15～64歳) | 48.7 | 46.0 | 43.6 | 42.4 | 42.4 | 40.8 | 38.6 | 37.4 |
| | 老年人口割合 (65歳以上) | 40.4 | 43.7 | 46.7 | 48.5 | 49.1 | 51.3 | 53.7 | 55.2 |

| 区 分 | | 推計値 | | |
|-----------|-----------------------|------------|------------|------------|
| | | 令和 37 年 | 令和 42 年 | 令和 47 年 |
| 人口 (人) | 総人口 | 7,200 | 6,362 | 5,553 |
| | 年少人口 (0～14 歳) | 531 | 462 | 398 |
| | 生産年齢人口 (15～64 歳) | 2,631 | 2,294 | 2,034 |
| | 老年人口 (65 歳以上) | 4,038 | 3,606 | 3,121 |
| 割合 (%) | 年少人口割合 (0～14 歳) | 7.4 | 7.3 | 7.2 |
| | 生産年齢人口割合 (15～64 歳) | 36.5 | 36.1 | 36.6 |
| | 老年人口割合 (65 歳以上) | 56.1 | 56.7 | 56.2 |

(平成 27 年までは国勢調査実測値、令和 2 年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値)

(3) 行財政の状況

(ア) 組織機構

本町の令和 3 年 4 月 1 日の行政機構は、本庁の町長部局 13 課、支所 1 課体制としているほか、議会事務局・農業委員会事務局などの 4 事務局を設置している。

教育委員会については 2 課体制とし、2 学校給食センター、せらにしタウンセンターに職員を配置している。

職員数は 168 人体制で、組織機構の整備・見直しと職員の適正配置に努めるとともに、平成 17 年度から策定している「定員適正化計画」等により取り組んできたが、更なる住民ニーズの高度化・多様化に対応していくためには、重点的・優先的に取り組むべき課題を明確にしながら取り組んでいくことが必要である。

また、住民サービスの向上に向けて、職員の主体的な各種研修への参加を促し、コスト意識の高揚、経費節減に向けた意識改革など、世羅町人材育成基本方針に基づいた住民・次代が求める職員の育成を図る。

(イ) 財政状況

旧甲山町・旧世羅町・旧世羅西町の平成 12 年度の経常収支比率は 77.3% (旧 3 町の単純平均)

であったものが、平成 16 年度から始まった国の三位一体の改革等により、平成 17 年度には 90.6% に達した。同年度に行った財政推計では、平成 22 年には基金（財政調整基金と減債基金）の積立総額が 0 となり、財政が破綻するという極めてショッキングな試算結果となったため、平成 18 年 3 月に「行財政改革推進プラン」を策定し、平成 24 年度まで大胆な行財政改革を行った。地方債については、起債の抑制や繰り上げ償還を行った結果、地方債残高は令和元年度末で 109 億円、実質公債費比率は平成 19 年度の 21.9% がピークであったが、令和元年度末には 10.7% となり大きく改善した。

しかしながら、財政の柔軟性を示す経常収支比率は平成 24 年度には 82.8% まで改善したものの、その後は上昇しており、普通交付税の合併算定替が令和元年度で終了した後の財政運営は厳しさを増している。

こうした状況にあって、社会経済情勢や国の地方財政政策など、外部環境の変化に耐えうる持続可能なまちづくりを進めていくためには、引き続き財政健全化路線を堅持し、施策の選択と集中など、切れ目なく行財政改革への取り組みを進めていく必要がある。

表 1-2 (1) 町財政の状況

(単位：千円・%)

| 区 分 | 平成 22 年度 | 平成 27 年度 | 令和元年度 |
|-----------------|------------|------------|------------|
| 歳入総額 A | 13,285,637 | 12,099,891 | 12,786,614 |
| 一般財源 | 8,314,328 | 8,094,352 | 7,258,362 |
| 国庫支出金 | 1,626,964 | 994,767 | 1,382,565 |
| 都道府県支出金 | 1,057,377 | 1,004,369 | 1,754,324 |
| 地方債 | 1,259,218 | 1,124,335 | 882,275 |
| うち過疎対策事業債 | 426,100 | 428,700 | 486,700 |
| その他 | 1,027,750 | 882,068 | 1,509,088 |
| 歳出総額 B | 12,823,842 | 11,651,207 | 12,331,078 |
| 義務的経費 | 5,342,196 | 4,466,258 | 4,533,936 |
| 投資的経費 | 2,582,685 | 1,803,150 | 2,533,953 |
| うち普通建設事業 | 2,345,623 | 1,747,732 | 1,774,064 |
| その他 | 4,898,961 | 5,381,799 | 5,263,189 |
| 過疎対策事業費 | | | |
| 歳入歳出差引額 C=(A-B) | 461,795 | 448,684 | 455,536 |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D | 134,747 | 126,825 | 119,203 |
| 実質収支 (C-D) | 327,048 | 321,859 | 336,333 |

| | | | |
|---------------|------------|------------|------------|
| 財 政 力 指 数 | 0.33 | 0.32 | 0.32 |
| 公 債 費 負 担 比 率 | 25.2 | 18.4 | 17.5 |
| 実 質 公 債 費 比 率 | - | 9.7 | 10.7 |
| 起 債 制 限 比 率 | 14.8 | - | - |
| 経 常 収 支 比 率 | 86.1 | 84.9 | 93.2 |
| 将 来 負 担 比 率 | - | - | 16.5 |
| 地 方 債 現 在 高 | 16,226,753 | 12,562,903 | 10,948,634 |

(注) 1 上記区分については、地方財政状況調の記載要領による。

ただし、実質公債費比率と将来負担比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づく数値を使用する。

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

| 区 分 | 昭和 55 年度末 | 平成 2 年度末 | 平成 12 年度末 | 平成 22 年度末 | 令和元 年度末 |
|---------------------------|--------------|-------------|--------------|--------------|------------|
| 市 町 村 道 改 良 率 (%) | 26.3 | 38.6 | 46.6 | 57.2 | 59.4 |
| 舗 装 率 (%) | 50.7 | 71.0 | 76.6 | 80.1 | 81.7 |
| 農 道 延 長 (m) | | | | 116,768 | 115,651 |
| 耕地 1 ha 当たり農道延長 (m) | 84.1 | 81.7 | 69.8 | - | - |
| 林 道 延 長 (m) | | | | 102,652 | 76,985 |
| 林野 1 ha 当たり林道延長 (m) | 13.7 | 14.1 | 15.5 | - | - |
| 水 道 普 及 率 (%) | 24.5 | 27.8 | 38.7 | 53.0 | 55.4 |
| 水 洗 化 率 (%) | 4.4 | 27.9 | 44.4 | 66.5 | 77.6 |
| 人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床) | 6.9 | 8.0 | 8.4 | 9.8 | 12.1 |

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町は、全域が過疎地域に指定されており、これまで「過疎地域対策緊急措置法」「過疎地域振興特別措置法」「過疎地域活性化特別措置法」「過疎地域自立促進特別措置法」に基づいて事業を推進してきている。

その結果、地域の特性を活かした、産業の振興、特に農業生産基盤の整備や道路網の整備、生活環境の整備、教育文化の振興、広域観光・6次産業の推進、保健・福祉・医療の充実など、ハード事業とソフト事業を併せ、さまざまな事業を推進し成果を上げてきている。

しかし、近年の厳しい財政状況や人口減少などにより、事業計画の変更や事業期間の延長・延期などを余儀なくされている。

今後はこうした状況を克服し、経済社会の活力を将来にわたって維持していくために必要な事業に重点を置き取り組みを進めるとともに、それぞれの事業の精査を行い、財政状況を十分に見極めながら、より一層、計画的な事業実施が必要である。

本町においては、人口減少をはじめとするさまざまな課題を克服し、未来に向かって持続可能なまちづくりを進めるため、まちの目指すべき将来像を「いつまでも住み続けたい日本一のふるさと」として、「産業振興」、「移住・定住促進と子育て環境整備」、「地域における活力と生活基盤整備」などの取り組みを強化することとし、持続可能な地域社会の形成を図るため、町の有する地域特性・潜在力・社会基盤を最大限活用することが極めて重要である。

今後の過疎対策においては、地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト対策の取組を進めるとともに、若者が定着でき、安定的に仕事を持って暮らせる産業基盤の確立が不可欠であることから、産業対策をはじめとする若者定住対策により一層重点を置いた施策を展開していくこととする。

◆ 地域の課題

① 少子高齢化、人口減少社会への対応

日本全体における年少人口（15歳未満）は、平成9年に老年人口（65歳以上）よりも少なくなつた。日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所（平成30年3月推計））によると、年少人口については平成27年の1,594万人から令和17年には1,245万人となり、総人口に占める割合は12.5%から10.8%になる。老年人口については、平成27年の3,386万人から令和17年には3,781万人となり、総人口に占める割合は26.6%から32.8%に達する。本町の将来推計人口では、これを上回るペースでの少子高齢化の進展と併せて、大幅な人口減少が予測されている。令和3年3月に改訂した世羅町人口ビジョンに掲げる目標人口を達成するため、世羅町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき人口減少抑制の施策を展開していく必要がある。

② 生活基盤の整備

幹線道路網については、整備されつつあるが、その他の道路整備は十分とはいえない状況にあり、高齢社会に適応する公共交通網の整備が必要である。

また、水道・下水道の普及率はいずれも県平均を大幅に下回っている。さらに、ごみ処理・リサイクルなどの対応を含めた生活基盤や生活環境の整備が必要である。

③ 産業の活性化

県内の主要農業地域である本町の農業においても、担い手の高齢化や後継者不足が顕著になっており、新規就農者・農業後継者の確保や集落法人の育成、経営の組織化・効率化が求められている。

工業は、新型コロナウイルスの感染拡大により町内企業も甚大な影響を受け深刻な事態が生じた。こうした状況を打開するため、国は大規模な経済対策の財政措置を行ったが、依然厳しい状況にある。

また、商業も工業と同様の状況であることに加え、商店数が減少するなど地元商業者は一層厳しい商業環境を迎えている。住民の雇用と生活を守るため商工業の活力回復が求められている。

④ 財政の健全化

国の地方財政は、経済全体にわたって依然として厳しい状況が続いている。本町においても、人口減少社会により、自主財源の柱である町税収入の減少が懸念されるなど、本町の財政状況も厳しさが増すことが予測される。平成 17 年度に策定した「行財政改革推進プラン」等により取り組んできたが、更なる住民ニーズの高度化・多様化に対応していくためには、重点的・優先的に取り組むべき課題を明確にしながら取り組むことが求められる。

◆ 基本的施策

① 健幸づくり

少子高齢化と人口減少など社会の変化に対応し、町内全域において、住民が必要とする保健・医療・福祉サービスを受けられる体制を確保するとともに、多様なニーズに即したサービスの充実を図り、乳幼児や高齢者、障害者などすべての住民が安心して住み続けられる健康・福祉のまちづくりを推進する。

② ものづくり

地域の基幹産業である農業については、産業として自立できる構造改革を推進し、6次産業の推進などによる新たな産業の展開を図るとともに、観光産業も含めた商工業の振興を図る。特に、商品の販売、サービスの提供、交流人口の拡大により町外から収益を獲得するとともに、原材料などを町内から調達して収益を域内循環させる6次産業や農林商工連携などの拡充に取り組み、賑わいと活力のある、産業が元気なまちづくりを推進する。

③ 人づくり

次代を担う子どもたちをはじめ、住民一人ひとりが世羅町への郷土愛と誇りを感じながら生涯にわたって生きがいと創造性を発揮できる環境づくりを行うとともに、地域が有する豊かな自然や歴史、伝統的な文化の保存・継承を積極的に図るなど、豊かな心を育む教育・文化のまちづくりを推進する。また、住民一人ひとりの人権が尊重され、安心して暮らせるまちを創る。

④ 安全安心づくり

地域を支える基盤づくりとして、秩序ある土地利用の推進、道路網や公共交通体系及び情報基盤の整備を推進する。また、生活を支える基盤づくりとして、住環境の整備、移住の促進、上下

水道の整備などに取り組む。さらに、生活の安全を確保するため、消防・救急体制や防災体制の整備、交通安全・防犯対策の強化、消費生活の安全の確保を推進する。

⑤ 地域づくり

住民・行政がともにまちづくりの担い手となり、地域の活性化や、公共的な問題の解決に向けて、協力して活動する「協働のまちづくり」を推進する。そのため、住民企画の推進、支援体制の確立、そしてまちづくり活動の推進に係る施策の展開を図る。

◆ SDGs (Sustainable Development Goals—持続可能な開発目標) の理念に基づく取組の推進

日本全体が人口減少社会を迎え、過疎地域では人口減少が一層加速する中で、人口減少下で持続可能な地域社会を形成することが極めて重要になっている。

SDGs では、「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決し、持続可能な世界を実現するため、17 の目標と 169 のターゲットが掲げられている。

そのため、SDGs の理念は、地域の持続的発展の基本方針と方向性を同じくするものであり、本計画を推進することにより SDGs 達成に資すると考えられる。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき、質が高く安心して暮らせる生活基盤を整備し、令和元年度における社会増減数△43 人に対し、令和7年度には△4 人（国勢調査ベースの推計人口では△14 人）にとどめる。また、結婚・妊娠・出産から子育てまで充実した生活環境を整備し、合計特殊出生率 1.88 を令和7年度にも確保する。移住・定住については、本町の魅力を活かし、若い世代を中心とした移住・定住を促進することで、20 歳から 39 歳の人口を令和元年度 2,442 人に対し、令和7年度には 2,203 人（国勢調査ベースの推計人口では 1,617 人）にとどめる。産業の振興については、若い世代を中心に、安心・やりがい・稼げる仕事創出し、生産年齢人口が令和元年度 7,827 人に対し、令和7年度に 7,014 人（国勢調査ベースの推計人口では 6,137 人）にとどめる。

| 目 標 | 令和元年度 | 令和7年度 |
|--------------|---------|--------------------|
| 社会増減数 | △43 人 | △4 人 (△14 人※) |
| 20 歳～39 歳の人口 | 2,442 人 | 2,203 人 (1,617 人※) |
| 生産年齢人口 | 7,827 人 | 7,014 人 (6,137 人※) |

※国勢調査ベースの推計人口

| 目 標 | 基準値 | 令和7年度 |
|---------|------|-------|
| 合計特殊出生率 | 1.88 | 1.88 |

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価について、毎年度分野別の実績を取りまとめ、議会への報告を行う。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設の整備については、今までは、“公共施設（ハコ）が存在する事が公共サービス”であると考えられる風潮があった。しかしながら、本町の人口は、今後25年で30%以上減少する事が見込まれ、“機能”という視点で見えていくことが重要であり、平成27年10月に策定した「世羅町公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら公共施設等の管理を推進する。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

(ア) 移住・定住

少子高齢化の進行、進む人口減少により、本町を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化し、あらゆる分野に大きな影響をもたらしており、人口減少対策は喫緊の課題である。

本町における人口動向は、世羅町人口ビジョンによると、令和42年には、平成27年に対して38.9%に減少すると予測されている。男女ともに10歳代から20歳代にかけて転出超過となっており、進学や就職により転出していると思われる。

現在、社会減の抑制をめざし、さまざまな移住・定住施策を講じているところである。具体的には、移住定住に関する相談体制の充実を図り、特に空き家バンク制度を中心とした住宅の確保の支援等、相談者のニーズに応じた支援の提供に努めている。なお、新規移住・定住相談件数及び空き家バンク制度による近年の移住者の実績は表のとおりである。あわせて、移住及び若年層の定住促進を目的に、新築又は空き家購入にかかる補助金制度を設けることで、移住・定住の一層の促進に努めている。近年、空き家バンクにおける新規物件登録数は増加しているが、それでも空き家バンク利用登録者の希望条件は多岐にわたるため、物件数が充分とは言えない。町内の空き家は今後も増え続けることが見込まれており、引き続き、空き家バンクの利用を促進するため、制度の周知や物件の掘り起こしが必要である。

また、令和3年度から通勤助成制度を設け、すでに本町に住所がある方の転出を抑えることでも、社会減の抑制をめざしている。

人口が集中している首都圏からの移住を促進するため、広島県を始め、備後圏域連携中枢都市圏及び広島広域都市圏等と広域的に連携し、移住フェアやセミナーの開催、さまざまな媒体を使った広報等を行っている。本町としても首都圏をはじめとする県外からの移住相談に対応できるよう、お試し暮らし事業として体験住宅を準備している。今後も、様々なニーズに応じて、空き家など住宅の確保の支援から移住前・移住時・移住後までの支援に努める必要がある。

(表)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|------------------|----------|----------|----------|-------|---------|
| 新規移住・定住相談件数 | 144 件 | 136 件 | 183 件 | 204 件 | 103 件 |
| 空き家バンク新規物件登録数 | 7 件 | 20 件 | 26 件 | 29 件 | 13 件 |
| 空き家バンク契約成立件数 | 4 件 | 7 件 | 10 件 | 11 件 | 13 件 |
| 空き家バンク契約世帯の人数の総数 | 9 人 | 15 人 | 27 人 | 27 人 | 31 人 |

※令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から相談対応を見合わせていた時期があり、実績数値に影響がみられる。

(イ) 地域間交流の促進

本町では、広島臨空広域都市圏・備後圏域連携中枢都市圏・広島広域都市圏等の広域交流を積極的に進めている。また、世羅高原 6 次産業ネットワークやオール世羅プロジェクトへの活動支援そして商工会・観光協会との連携などにも力を注いでいる。

今後、さらに地域間交流の促進につながる事業の充実を図る必要がある。

(2) その対策

(ア) 移住・定住

人口減少に対応するため、社会減の抑制、中でも若い世代を中心とした多様な人材の確保に資する移住・定住対策を、「世羅町人口ビジョン及び世羅町第 2 次まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基本として、国・県の動向に注視しながら推進していく。

引き続き、現行の制度である空き家バンク制度及び各種補助金制度を中心とした住宅確保支援や通勤助成により社会減の抑制に努める。

移住・定住促進をさらに進めるためには、総合的な相談窓口の一層の充実を図り、住まい・しごとなどニーズに応じた情報提供や支援を行う。あわせて、地域外の人材を積極的に受け入れ、関係人口の創出・拡大の取り組みを推進する。

また、移住希望者に対し本町の魅力が的確に伝わるように、さまざまな媒体や手法を使って、本町の生活環境、移住支援策、空き家情報等の具体的でタイムリーな提供に努める。

移住希望者が、事前に本町での生活を体験できる機会を設け、お試し暮らし事業の積極的な活用とあわせ、ニーズに応じた移住体験プログラム事業の実施も行う。

(イ) 地域間交流の促進

世羅高原の地域資源を有効に活用した交流人口の拡大を図るための事業展開を行う。具体的には、世羅高原 6 次産業ネットワークやオール世羅プロジェクトへの活動などの支援や商工会・観光協会との連携、広域観光事業などを推進し、地域間交流を促進する。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------------------|---------------------------|---------------------|------|----|
| 1 移住・定住・ 地域間交流の促進、人材育成 | (4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 | 移住者住宅支援事業 | 世羅町 | |
| | | 空き家バンク事業 | 世羅町 | |
| | | 通勤助成事業 | 世羅町 | |
| | | 住宅リフォーム補助事業 | 世羅町 | |
| | その他 | 公共施設等総合管理事業 | 世羅町 | |
| | 基金積立 | 過疎地域持続的発展事業 基金造成 | 世羅町 | |
| | (5)そ の 他 | 関係人口創出事業 | 世羅町 | |
| | | 移住体験事業 | 世羅町 | |
| | | 出会いサポート事業 | 世羅町 | |
| | | | | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していく。

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

(ア) 農林業

農業は、本町において地域経済を支える基幹的産業であり、食料の安定供給をはじめ、自然環境の保全など地域社会の発展に大きな役割を果たしている。

穏やかな気候に恵まれた自然条件を生かして、県内の主要農業地帯となっており、農産物の粗生産額の上位は、米・果樹（梨）、畜産物などとなっている。

農家状況は、2015年農林業センサスで、総農家数2,088戸のうち、自給的農家612戸、専業農家458戸、第1種兼業農家133戸、第2種兼業農家885戸と48.8%が兼業農家であり、総農家数はこの5年間で16%減少している。

しかし、平成27年国勢調査の産業別就業人口は、第1次産業2,117人(25.0%)、第2次産業1,807人(21.4%)、第3次産業4,537人(53.6%)で、第1次産業人口は新たな多様な担い手確保の取り組みにより、この5年間で4.7%増加している。

平成27年の経営耕地面積は1,692haで、平成22年から約225ha減少している。また、集落営農の法人化が進み現在38法人となり、農地(水田)の集積率は33.0%となっている。

しかし、反面では高齢化、過疎化の進行による農家労働力は減少しており、集落法人などの組織的な担い手の更なる育成・確保と農業参入企業の誘致、新規就農者の確保等新たな多様な担い手確保が重要になってきている。今後、令和2年3月、国が見直し策定した「食料・農業・農村基本計画」や、本町の農業振興ビジョンに基づいた世羅町の農業振興を積極的に推進する必要がある。

本町は、森林面積が18,898haと町総面積の67.9%を占める森林に恵まれた山村である。その内、ヒノキを主体とした人工林面積は3,469haであり、8・9齢級以下の若い林分が57%と多く占めており、保育・間伐を実施していくことが重要である。また、松くい虫による松枯れ対策や森林による災害防止・国土保全等、公益的機能を強化する観点から森林整備や保全活動の支援を一層促進する必要がある。

専兼業別農家数の推移

(単位：戸)

| 区 分 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | |
|--------|---------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 専業農家 | 443 | 540 | 518 | 402 | 458 | |
| 兼業農家 | 第1種兼業農家 | 410 | 237 | 237 | 234 | 133 |
| | 第2種兼業農家 | 2,210 | 1,525 | 1,525 | 1,147 | 885 |
| 販売農家合計 | 3,063 | 2,838 | 2,280 | 1,783 | 1,476 | |
| 自給的農家 | 459 | 424 | 546 | 703 | 612 | |
| 総農家数 | 3,522 | 3,262 | 2,826 | 2,486 | 2,088 | |

(農林業センサス)

農家人口の推移(総農家)

(単位：人)

| 区 分 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|----------------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 総 数 | 13,260 | 12,217 | 8,391 | 6,009 | 4,602 |
| うち男性 | 6,426 | 5,927 | 4,077 | 2,955 | 2,301 |
| うち女性 | 6,834 | 6,290 | 4,314 | 3,054 | 2,301 |
| うち65歳以上 | 3,938 | 4,219 | 3,209 | 2,449 | 2,154 |
| 65歳以上の占める割合(%) | 29.7 | 34.5 | 38.2 | 40.8 | 46.8 |

(農林業センサス)

経営耕地面積の推移

(単位：a)

| 区 分 | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 | |
|---------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 経営耕地面積 | 田 | 283,621 | 267,022 | 211,089 | 174,476 | 153,600 |
| | 畑 | 25,528 | 21,712 | 15,973 | 14,149 | 12,800 |
| | 樹園地 | 4,924 | 2,422 | 2,992 | 3,077 | 2,800 |
| | 合計 | 314,073 | 291,156 | 230,054 | 191,702 | 169,200 |
| 1 農家あたり経営耕地面積 | 89.2 | 89.3 | 85.0 | 82.7 | 86.7 | |

(農林業センサス)

産業別就業人口の推移

(単位：人・%)

| 項 目 | 平成 7 年 | | 平成 12 年 | | 平成 17 年 | | 平成 22 年 | | 平成 27 年 | |
|---------|--------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | 人口 | 割合 | 人口 | 割合 | 人口 | 割合 | 人口 | 割合 | 人口 | 割合 |
| 第 1 次産業 | 3,280 | 28.0 | 2,318 | 27.6 | 2,318 | 24.3 | 2,021 | 23.4 | 2,117 | 24.7 |
| 第 2 次産業 | 3,702 | 31.6 | 2,442 | 27.7 | 2,442 | 25.7 | 1,835 | 21.2 | 1,807 | 21.1 |
| 第 3 次産業 | 4,734 | 40.4 | 4,755 | 44.7 | 4,755 | 50.0 | 4,795 | 55.4 | 4,537 | 53.0 |
| 総数 | 11,716 | 100.0 | 9,515 | 100.0 | 9,515 | 100.0 | 8,651 | 100.0 | 8,561 | 100.0 |

(国勢調査)

ほ場整備状況

(令和元年度末)

| 項目 | 整備面積等 (ha・%) |
|-------------|--------------|
| 水田面積 | 2,770.0 |
| 要整備水田面積 | 2,356.7 |
| 整備済面積 | 2,242.6 |
| 整備率 (要整備水田) | 95.2 |
| 整備率 (水田面積) | 81.0 |

(広島県)

林家数及び森林面積の推移

(単位：ha)

| 区 分 | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 |
|-----------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 林家数 (戸) ※ | - | 2,635 | 2,560 | 2,514 | 2,293 |
| 森林面積 | 19,250 | 19,130 | 19,004 | 18,963 | 18,898 |
| 民有林 (人工林) | 2,686 | 2,919 | 3,240 | 3,341 | 3,380 |
| 民有林 (天然林) | 16,234 | 15,841 | 15,372 | 15,318 | 15,193 |
| 竹林 | 46 | 42 | 41 | 41 | 40 |
| 無立木地 | 192 | 235 | 263 | 167 | 189 |
| 国有林 | 92 | 92 | 89 | 92 | 92 |

(※農林業センサス)

(広島県「林務関係行政資料」)

(イ) 商工業

商業の状況は、商業統計調査による平成 26 年の商店数は 230 店で平成 19 年から 52 店減少し、従業員数も 203 人減少している。また、年間商品販売額についても減少している。

店舗面積の 1,000 m²以上の大型小売店舗は、平成 19 年は 9 店舗であったが、令和 2 年には 12 店舗となっている。

令和 2 年の工業統計調査によると、本町の従業員 4 人以上の事業所数は 42 所、従業員数は 831 人、製造品出荷額等は 122 億円余りとなっている。平成 27 年と比較すると、事業所数は 2 所減少し、従業員数は 40 人増加している。製造品出荷額等では平成 29 年に一旦減少の後増加したが、平成 27 年と比較すると約 14 億円減少している。

厳しい経済環境の中ではあるが、大型店舗の出店等があり、また、農業分野での企業的経営体の設立など一定の地域活力につながる兆しもあることから、今後とも本町における商工業の活性化のため、商工会との連携を十分図ることが求められている。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により経済活動が大きな打撃を受けるなか、既存企業の活性化を図るべく支援を行うとともに、雇用の場の創出と新たな企業誘致にむけた取り組みが必要である。

商業の推移（商業統計より）

| 区分 | 平成 9 年 | 平成 11 年 | 平成 14 年 | 平成 16 年 | 平成 19 年 | 平成 26 年 |
|--------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 商店数（店） | 379 | 350 | 303 | 291 | 282 | 230 |
| 従業員数（人） | 1,624 | 1,496 | 1,644 | 1,573 | 1,629 | 1,426 |
| 年間商品販売額（百万円） | 34,740 | 26,254 | 25,607 | 26,271 | 26,333 | 25,881 |

工業の推移（工業統計より 従業員 4 人以上の事業所）

| 区分 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 | 令和 2 年 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 事業所数（所） | 41 | 44 | 40 | 41 | 41 | 42 |
| 従業員数（人） | 769 | 791 | 751 | 832 | 801 | 831 |
| 製造品出荷額等（百万円） | 12,525 | 13,779 | 12,322 | 14,000 | 12,309 | 12,298 |

(ウ) 観光・レクリエーション

観光ニーズの多様化やインターネットなどによる情報化の進展により、観光産業を取り巻く状況は大きく変化している。

広島県では、これまで県観光課と観光連盟で実施していた地域の観光施策を、観光連盟が主となって一元的に実施することとなり、新たな推進体制を構築された。平成 29 年度に策定された「ひろしま観光立県推進基本計画」に基づき、宿泊や周遊滞在につながる観光プロダクト開発や消費額単価の上昇、受入環境整備・おもてなしの充実による観光客の満足度の向上に取り組まれ

ている。さらにマーケティングに基づいた事業展開により、広域連携、効果検証及び活動強化の取組みを進められている。

本町では、従来から果樹と花を中心とした観光農園による広域的な観光を推進しており、「せら夢高原」として春から秋にかけて多数の入込客がある。また、統一した案内看板の設置や「世羅高原6次産業ネットワーク」の活動も、地域の観光振興に大きな役割を果たしている。

また、今高野山に代表される歴史・文化の里のPRも積極的に進めるとともに、町内観光施設を良好な状態で維持していくことが求められる。今後、農業者や商工会・観光協会・行政が相互連携を行い、観光・レクリエーション振興を図る必要がある。

さらに、平成27年5月にオープン以来、本町の観光インフォメーションとしての機能を果たし続けている「道の駅世羅」を中心に、世羅高原全体の観光PRを展開することが求められる。

観光客数等の推移（広島県入込み観光客の動向より）

| 区分 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 入込み観光客数(千人) | 1,381 | 1,295 | 1,936 | 1,948 | 1,875 | 1,788 | 1,944 |
| 地元観光客(千人) | 250 | 245 | 336 | 317 | 317 | 320 | 348 |
| 合計(千人) | 1,631 | 1,540 | 2,272 | 2,265 | 2,192 | 2,108 | 2,293 |
| 観光消費額(百万円) | 2,006 | 1,974 | 2,326 | 2,740 | 2,534 | 2,431 | 2,652 |

(2) その対策

(ア) 農林業

農業施策については、10年後の世羅町農業の「あるべき姿」を明確化する「世羅町農業振興ビジョン(R3～R12)」を基本として、国・県等施策との整合性を図りながら今後の世羅町農業を振興する。

また、基幹産業である農業の発展と活性化を図るため、ほ場整備やため池などの農業用施設整備などによる農業生産基盤の整備を進めるとともに、集落法人の設立促進及びその後継者の育成確保、更には農業参入企業、新規就農者等、多様な担い手の確保・育成対策を広域連携事業も活用しながら積極的に推進する。

「なし」や「りんご」に続くブランド果樹として、「ぶどう」を引き続き振興するとともに、所得が得られる園芸作物の積極的な導入、特産品販売所の整備充実等により世羅町農業の活性化を図る。

中山間地域等直接支払制度については、令和2年度から5年間継続されており、88集落協定・29個別協定地区を対象に、自立的かつ継続的な地域の農業生産活動の体制整備を図るとともに、耕作放棄地対策や地域の担い手育成などを進める。

消費者ニーズの高い安全安心に裏づけられた農産物等のブランド化に取組み、販路拡大を進めていくとともに世羅高原6次産業ネットワークやオール世羅プロジェクト活動などへの支援を行い、6次産業化の推進や地域の活性化を図る。

畜産振興については、家畜排泄物の適切な処理を通して、環境悪化を未然に防ぎ、周辺環境に配慮した畜産経営体を育成支援するとともに、バイオマスの活用や耕種農家と畜産農家との連携による環境にやさしい循環型農業を推進する。

林業振興については、松枯れ対策の実施などにより森林の保全に努めるほか、里山整備など景観形成も含めた森林保全活動への支援、整備を図る。

(イ) 商工業

商工会と連携し、多様な流通形態の変化に対応した商店経営の近代化と安定化を促進するとともに事業承継の支援を行い、魅力と賑わいのある商業環境の整備を推進する。

企業活動の活性化を推進していくため、地域資源を活かした産業の育成や起業などを支援し、中小企業対策の充実に努めるとともに、サテライトオフィスなど新たな企業誘致の促進を図る。

(ウ) 観光・レクリエーション

農業を中心とした既存の果樹観光農園、花観光農園の充実を図る。また、各圏域市町との連携による広域的な観光を促進する。せら夢公園を核とした各種イベントに取り組むとともに、世羅高原の観光PRを充実する。

「せらにし青少年旅行村」や「今高野山」「芦田湖周辺」「せら香遊ランド」「果樹観光農園・花観光農園」などの観光資源を活用した観光客誘致を積極的に行う。

さらに、町内観光施設を計画的に整備するとともに、「道の駅世羅」を活用した観光客の町内誘引・回遊させる取り組みの充実を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|---------------|------------------------|-----------|----|
| 2 産業の振興 | (1)基盤整備 農業 | 西大田地区（区画整理・暗渠排水） | 広島県 | |
| | | 小規模農業基盤整備事業（ため池・水路等整備） | 世羅町 | |
| | | 農業公園施設整備事業 | 世羅町 | |
| | | ぶどう振興事業 | 世羅ぶどう生産組合 | |
| | 林業 | 森林病虫害防除事業 | 世羅町 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|--------------------------------|-----------------|------------------------------|-----|
| | (3)経営近代化施設 農 業 | ひろしまの森づくり 事業 | 世羅町 | |
| | | 森林経営管理事業 | 世羅町 | |
| | | 農業近代化施設整備 事業 | 世羅町 | |
| | | 集落法人支援事業 | 世羅町 | |
| | (9)観光又はレクリ エーション | 基幹水利施設整備事 業 | 広島中部台 地土地改良 施設管理組 合 | |
| | | 観光施設整備事業 | 世羅町 | |
| | | 観光施設情報化整備 事業 | 世羅町 | |
| | (10)過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業 | 有害鳥獣対策事業 | 世羅町 | |
| | | 農業振興事業 | 世羅町 | |
| | | 新規就農者支援事業 | 世羅町 | |
| | | 農業参入企業等支援 事業 | 世羅町 | |
| | | 担い手育成支援事業 | 世羅町 | |
| | | 未来創造支援事業 | 世羅町 | |
| | | 商工業・6次産業 化 | 小規模事業者支援事 業 | 商工会 |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 | |
|-----------|--------------|------------|-----------------|-----|--|
| | | 人材育成支援事業 | 商工会 | | |
| | | 商工会助成事業 | 世羅町 | | |
| | | 6次産業振興事業 | 世羅町 | | |
| | | 世羅ブランド認証事業 | 世羅町 | | |
| | | 観光 | 観光振興事業 | 世羅町 | |
| | | 企業誘致 | サテライトオフィス誘致支援事業 | 世羅町 | |
| | | その他 | 新規創業支援助成金事業 | 商工会 | |
| | | | 公共施設等総合管理事業 | 世羅町 | |
| | | 基金積立 | 過疎地域持続的発展事業基金造成 | 世羅町 | |
| | | (11)その他 | 農業振興利子補給事業 | 世羅町 | |
| | | | ニューファーマー支援事業 | 世羅町 | |
| | | | 中山間地域等直接支払事業 | 世羅町 | |
| | | | 土地改良施設維持保全対策事業 | 世羅町 | |
| | | | 国営造成水利施設保全対策事業 | 世羅町 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|--------------|------------------------|------|----|
| | | バイオマス利活用整備事業 | 世羅町 | |
| | | 中小企業融資運営事業 (利子補給事業) | 世羅町 | |
| | | 消費拡大支援事業 | 商工会 | |
| | | 観光振興計画策定・実施事業 | 世羅町 | |
| | | 設備等取得補助金事業 | 世羅町 | |

(4) 産業振興促進事項

産業振興にあたっては、備後圏域連携中枢都市圏・広島広域都市圏を構成する周辺市町との連携に努める。

産業の振興を図るため、町内に工場等を新設、又は増設する者に奨励措置を行うことにより、工場等の立地を促進する。

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種 | 計画期間 | 備考 |
|----------|--------------------------------|------------------------|----|
| 世羅町全域 | 製造業、農林水産物等 販売業、旅館業、情報サービス業等 | 令和3年4月1日～ 令和8年3月31日 | |

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)、(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していく。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本町の情報通信基盤については、光ファイバネットワークとして平成13年度に本庁舎及びせらにし支所、学校等の主要な公共施設を結ぶ「世羅地域イントラネット」を整備するとともに、平成19・20年度に整備した町民・企業等向けの「せらケーブルねっと」により、町内全域を対象として高速ブロードバンドサービスの提供、及び自主放送を通じた行政情報の発信を行っている。

また、ケーブルテレビを通じたインターネット通信速度を、平成28年度より40Mbpsから100Mbpsに向上させるとともに、自主放送では令和2年度からデータ放送を開始し、利便性の向上を図ってきた。

一方で、インターネットの光通信化による、さらなる通信速度向上への要望もあり、光回線のない現状では、積極的な企業誘致を実現することが困難な状況にある。今後は、ICTによる地域課題解決・地域活性化の実現のため、高速大容量の通信網整備が必要である。

イントラネットについては、町内の公共施設や学校を情報通信網で結び、行政サービス及び学校教育環境等の向上を図ってきたものの、稼働開始から相当の年数が経過していることから、計画的な設備・機器等の更新が必要である。

(2) その対策

令和3年度において、さらなる高速インターネット通信基盤の整備を行うため、既存の同軸ケーブルを光ケーブルへ更新する事業を実施する。

また、整備した情報通信基盤を有効に利活用し、防災・災害対策、医療・福祉、教育、町民生活、産業分野等において、安心安全で豊かな暮らしに資するアプリケーション等の導入を推進するとともに、情報インフラの安定的な運営を行うため、適切な保守の実施と計画的な更新を実施する。

更に、行政サービスの向上と効率的な行政運営を図るため、各種申請、届出などの電子化による町民の利便性向上を図るとともに、行政情報・電算などのシステムのクラウド化を推進することにより、経費の節減に努める。

行政ネットワークでは、情報セキュリティの一層の強化を行い、個人情報保護の徹底と情報漏洩防止に向けた万全な体制整備を図る。

地理情報（GIS）などについても、今後国土調査の進捗などとあわせた情報システム化を行い、事務の効率化と住民サービスの向上を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------|-----------------------------------|----------------|------|----|
| 3 地域における情報化 | (1) 電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設 | デジタル防災無線機器更新事業 | 世羅町 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-------------------------|-----------------------|------|----|
| | テレビジョン放送等難視聴解消のための施設 | ケーブルテレビ設備更新事業 | 世羅町 | |
| | その他 | 議会議場音響設備改修事業 | 世羅町 | |
| | (2)過疎地域持続的発展特別事業 情報化 | デジタル防災無線維持管理事業 | 世羅町 | |
| | | 光ファイバ網管理運営事業 | 世羅町 | |
| | その他 | 公共施設等総合管理事業 | 世羅町 | |
| | 基金積立 | 過疎地域持続的発展事業基金造成 | 世羅町 | |
| | (3)その他 | 広域ネットワーク（イントラネット）管理事業 | 世羅町 | |
| | | 電子自治体推進事業 | 世羅町 | |
| | | 情報機器整備事業 | 世羅町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していく。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

平成 27 年 3 月の中国横断自動車道尾道松江線全線開通や広島中央フライトロードの整備、国道 2 路線の交差など、交通ネットワークの整備が着実に進んでいる。

道路は日常生活や経済活動など社会生活の基盤であるとともに、さまざまな空間機能を有する公共施設である。

本町の道路網は、中国横断自動車道尾道松江線が全線開通したことにより高速交通ネットワークが整備された。また、国道 184 号が南北に、国道 432 号が東西に延びており、特に国道 432 号

バイパスの完成は、本町の中心市街地の活性化に大きな役割を果たすものとなっている。県道は主要地方道 6 路線、一般県道 8 路線が町内を東西南北に延びている。また、町道の通称「世羅高原ふれあいロード」が町内のほぼ中央を東西に走り、さらに、南北に延びる通称「フルーツロード」が交差し、これらに町道が結節し町内の各地域を連絡している。

こうした道路網も計画的に整備してきたが、町道においては未改良の路線も多く、今後の計画的な整備が必要である。また、高齢社会の中での交通安全対策や安全安心な道路整備と環境整備は重要な課題である。

(ア) 国道及び高規格道路

国道 184 号は出雲市と尾道市を結ぶ幹線道路であり、町内をほぼ南北に結ぶ主要道路である。国道 432 号は町内を東西に走り、竹原市から松江市に至る重要な路線であり、中心市街地のバイパス (3,110m) は、住宅や商業集積に大きな役割を果たしている。

西大田地区の「賀茂バイパス」整備も完成に向け工事が進んでいるが、全線供用開始に至っておらず、引き続き整備促進が必要である。

高規格道路は中国横断自動車道尾道松江線が開通し、中国縦貫自動車道と山陽自動車道に接続した。将来的には広島空港から世羅町へのアクセス道路としての「広島中央フライトロード」が整備予定であり、この路線が完成すれば県内外とのネットワーク形成が強化され、主要都市とのアクセス時間の短縮を図ることができ、地域経済や社会生活・地域活性化に大きな効果をもたらすことになる。

本町中心部と尾道松江線世羅インターチェンジ周辺の活性化に向けた「世羅町都市計画マスタープラン」に基づいた長期的なアクションが必要である。

(イ) 県道

県道は主要地方道が、三原東城線・府中世羅三和線・甲山甲奴上市線・世羅甲田線・三次大和線・吉舎豊栄線の 6 路線と、一般県道の別迫上下線・東上原中原線・小谷宇津戸線・宇津戸八幡線・中安田田打線・宇賀安田線・津口国兼線・徳市津口線の 8 路線が、町内を環状線的に走っている。

県道においては、改良率の低い路線や交通安全施設の未整備区間もあり、これらの早期整備が必要である。

このため、県道と町道の計画的な整備を促進し、地域の活性化や地域づくりとの一体的整備を図ることが求められている。

また、交通の安全安心を確保するための交通安全施設整備が必要であるとともに、景観保全のための道路環境整備が強く望まれている。

(ウ) 町道

町道は、住民の通勤・通学・買い物などの社会生活と密接し、日常生活に欠かすことのできな

い生活道路として広く利用されており、町内 1,232 路線により、集落間を縦横に結んでいる。

主要路線の 1 級町道の改良率は、97.6%（令和 2 年度末）、2 級町道は、74.1%（同）であり、主要な路線については整備が進んでいるが、日常生活での自動車の一般化や高齢社会での福祉施策、救急や災害などの緊急時の対応など、生活環境の変化に充分対応できるよう、平成 24 年 3 月に策定した「世羅町道路整備計画」に基づき、町道の計画的改良と道路整備が必要となっている。

（エ）農林道

本町の主要産業である農林業の生産基盤として、また農村集落の日常生活を支える基盤として、農林道の役割は大きく重要な道路である。さらに、町道の補完的役割を果たしている。

農林道の整備については、一定の受益者負担の合意を得ながら整備の促進を図る必要がある。

（オ）交通

本町では、人口減少や少子高齢化、自家用車に依存した生活スタイルの定着、運転手不足など、公共交通を取り巻く環境は変化し続けている。このような環境変化に伴い、公共交通利用者の減少や、路線バスの減便・廃線といった公共交通サービス低下が進んできた。一方で、高齢者や学生など、自らの移動手段を持たない人にとって、公共交通は日常生活を支える上で必要不可欠なインフラの 1 つであり、高齢化の進展に伴い運転免許証返納者が増加すると予測される中、その必要性はますます高まっていくものと考えられる。

本町の路線バスは、7 系統の路線で町内をはじめ尾道市・三原市・三次市・東広島市などの隣接都市への通勤・通学・通院などの交通手段として利用されているが、利用者は減少し、不採算路線の廃止や地方バス路線維持費補助金の増大など、路線維持は大きな課題である。

高速バスは、広島市と三次市甲奴町を結ぶピースライナーの年間輸送人員は減少傾向となっているが、広島市への主要な交通機関であるため、運行の存続に向け運行事業者と連携し利用促進を図る必要がある。

公共交通空白地の解消を目的に平成 18 年度に町全域にデマンド型乗合タクシー（せらまちタクシー）を導入し、輸送人員は平成 23 年度をピークに減少が続き近年は横ばいで推移している。また、町外への通院手段を確保するため、地域が主体となり平成 23 年度から津名地区、令和 2 年度から黒川地区で自家用有償旅客運送を行っている。今後も、交通ネットワークの構築が必要である。

JR 線は、福山～塩町間を運行する JR 福塩線があり、町内に備後三川駅を有しており、沿線都市への通学等に利用されているが、三川駅の年間乗車人数は 6000 人～8000 人で推移している。沿線 4 自治体で構成する福塩線対策協議で JR 福塩線の利用促進や沿線地域の活性化の取り組みを行っている。今後も利用促進や沿線地域の活性化につながる取り組みが必要である。

国・県道の状況（令和2年4月現在）

（単位：m・％）

| 路線名 | 総延長 | 改良延長 | 改良率 | 舗装延長 | 舗装率 | |
|------------------|------------|-----------|----------|-----------|----------|-------|
| 国道 | 国道 184 号 | 22,214.1 | 22,214.1 | 100.0 | 22,214.1 | 100.0 |
| | 国道 432 号 | 22,557.2 | 22,557.2 | 100.0 | 22,557.2 | 100.0 |
| 県道 | （主）三原東城線 | 5,231.2 | 5,231.2 | 100.0 | 5,231.2 | 100.0 |
| | （主）府中世羅三和線 | 32,359.9 | 29,124.1 | 90.0 | 32,359.9 | 100.0 |
| | （主）甲山甲奴上市線 | 8,433.2 | 7,551.8 | 89.5 | 8,433.2 | 100.0 |
| | （主）世羅甲田線 | 14,021.4 | 14,001.2 | 99.9 | 14,021.4 | 100.0 |
| | （主）三次大和線 | 10,554.8 | 10,554.8 | 100.0 | 10,554.8 | 100.0 |
| | （主）吉舎豊栄線 | 13,053.6 | 12,869.6 | 98.6 | 13,053.6 | 100.0 |
| | （県）別迫上下線 | 3,635.7 | 2,266.9 | 62.4 | 3,635.7 | 100.0 |
| | （県）東上原中原線 | 5,123.5 | 4,400.2 | 85.9 | 5,123.5 | 100.0 |
| | （県）小谷宇津戸線 | 5,681.0 | 5,681.0 | 100.0 | 5,681.0 | 100.0 |
| | （県）宇津戸八幡線 | 2,209.3 | 1,304.7 | 59.1 | 2,209.3 | 100.0 |
| | （県）中安田田打線 | 11,135.2 | 7,825.7 | 70.3 | 11,135.2 | 100.0 |
| | （県）宇賀安田線 | 5,701.0 | 2,371.3 | 41.6 | 5,701.0 | 100.0 |
| | （県）津口国兼線 | 4,657.0 | 3,114.0 | 66.9 | 4,657.0 | 100.0 |
| （県）徳市津口線 | 4,927.4 | 962.4 | 19.5 | 4,927.4 | 100.0 | |
| 合計（国道2路線、県道14路線） | 171,495.5 | 152,030.2 | 88.6 | 171,495.5 | 100.0 | |

（広島県東部建設事務所三原支所調べ）

町道の状況（令和3年3月現在）

（単位：m・％）

| 等級 | 路線数 | 総延長 | 改良延長 | 改良率 | 舗装延長 | 舗装率 |
|-----|-------|------------|------------|------|------------|------|
| 1級 | 47 | 123,691.04 | 120,702.51 | 97.6 | 122,109.80 | 98.7 |
| 2級 | 50 | 78,422.75 | 58,086.12 | 74.1 | 77,495.33 | 98.8 |
| その他 | 1,135 | 632,723.74 | 314,550.43 | 49.7 | 478,534.24 | 75.6 |
| 合計 | 1,232 | 834,857.53 | 493,339.06 | 59.1 | 678,139.37 | 81.2 |

（建設課調べ）

（2）その対策

道路交通体系については、社会生活や経済活動を発展させる基盤として重要な役割を果たしている。経済活動、余暇活動の広域化に対応するため、各関係機関がそれぞれの役割に応じ、その機能を合理的に分担しながら、総合交通体系の確立を図る。

(ア) 国道及び高規格道路

国道 2 路線とも改良率・舗装率ともに 100%であるが、国道 432 号賀茂バイパスや交通安全施設（歩道など）整備など、今後、関係機関との連携により早期整備を促進する。

尾道松江線世羅インターチェンジ周辺については、新産業拠点に位置付け、計画的に産業機能の誘導を図る。

また、平成 23 年 4 月に三原市大和町まで完成した「広島中央フライトロード」について、継続した整備促進のため、関係機関に働きかけ世羅インターチェンジまでの計画区間を「整備区間」にする取り組みを積極的に行う。

歩行者・自転車・高齢者の電動車などの交通安全確保や、障害者対策としてのバリアフリー化・点字歩道帯・歩道拡幅・道路環境整備など関係機関に要請し、引き続きその整備を図る。

(イ) 県道

県道については、改良率 100%路線は 3 路線で、その他 11 路線となっているが一部未改良や今後改良の必要な路線があり、宇賀安田線、甲山甲奴上市線など、各関係機関との密接な連携のもとに早期改良促進を図る。

特に改良率の低い路線については、その対策を関係機関に要請する。

歩行者・自転車・高齢者の電動車などの交通安全確保や、障害者対策としてのバリアフリー化・点字歩道帯・歩道拡幅・信号機・温度計・道路環境整備など関係機関に要請し、引き続きその整備を図る。

(ウ) 町道

地域住民に密着した町道は、安全な地域交通網としての体系を確保するため、その改良・舗装・安全施設などについて、財政状況や他の事業との関連性を考慮しながら、計画的・効率的・効果的な整備を促進し、地域の活性化と日常生活の利便性の向上を図る。

特に事業計画にあたっては、厳しい財政状況の中で、路線改良の必要性、緊急性、投資的効果などを十分検討し、平成 24 年 3 月策定の「世羅町道路整備計画」に基づいて事業実施を行う。また、地域主権戦略大綱などの新たな枠組みでの財源確保などにより、地域一体の再生に向けた事業展開を図る。

また、町道・橋梁の安全対策を進めるとともに、維持管理・保全及び環境整備を図る。

(エ) 農林道

農道・林道は地域農林業の基盤となる路線であり、国や県及び町の補助事業を効果的に活用しながら、計画的に整備する。

(オ) 交通

令和元年度に策定した「世羅町地域公共交通網形成計画」に基づき、人口規模の縮小に伴う利

用者の減少といった公共交通の課題や、地域生活を維持するための移動手段、地域経済活性化への寄与という公共交通が果たすべき役割を踏まえ、地域を支える持続可能な公共交通ネットワークの構築をめざす。

そのため、適切な公共交通ネットワークの形成と構築、分かりやすく使いやすい利用環境、そして地域に愛され利用される地域公共交通の実現を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------|--------------|-----------------------------------|------|----|
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (1)市町村道道路 | 町道氏名線（改良） L=400m W=5m | 世羅町 | |
| | | 町道安田徳市線2工区（改良） L=180m W=7m | 世羅町 | |
| | | 町道平之城1・2号線（改良） L=710m W=7.5m | 世羅町 | |
| | | 町道長谷線（改良） L=2200m W=10.5m | 世羅町 | |
| | | 町道行貞末信線（改良） L=800m W=5m | 世羅町 | |
| | | 町道宇根山1号線（改良） L=840m W=5m | 世羅町 | |
| | | 町道久華庵線（改良） L=200m W=5m | 世羅町 | |
| | | 町道小草縦ノ木線（改良） L=1680m W=10m | 世羅町 | |
| | | 町道津口中央・二反田津口線（改良） L=1485m W=5m | 世羅町 | |
| | | 町道小森2号線（改良） L=230m W=5m | 世羅町 | |
| | | 町道宗政良谷線（改良） L=180m W=5m | 世羅町 | |
| | | 町道鳥居木3号線（改良） L=300m W=5m | 世羅町 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|--------------|------------------------------|------|----|
| | | 町道福井線 (改良) L=250m W=5m | 世羅町 | |
| | | 町道宝谷線 (改良) L=450m W=5m | 世羅町 | |
| | | 町道水越線 (改良) L=560m W=5m | 世羅町 | |
| | | 町道狩山線 (改良) L=2000m W=5m | 世羅町 | |
| | | 町道重永本線 (改良) L=400m W=9.5m | 世羅町 | |
| | | 町道大田道線 (改良) L=900m W=7.5m | 世羅町 | |
| | | 町道箱流田線 (改良) L=500m W=5m | 世羅町 | |
| | | 町道別迫青近線 (改良) L=350m W=7m | 世羅町 | |
| | | 町道井折本線 (改良) L=900m W=5m | 世羅町 | |
| | | 町道局三步市線 (改良) L=150m W=5m | 世羅町 | |
| | | 町道田ノ原成光線 (改良) L=320m W=5m | 世羅町 | |
| | | 町道国久線 (改良) L=120m W=5m | 世羅町 | |
| | | 町道釜田1号線 (改良) L=140m W=4m | 世羅町 | |
| | | 町道早山線 (改良) L=400m W=5m | 世羅町 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|--------------------------|---------------------------|------|----|
| | 橋りょう | 町道妙見1号線(改良) L=90m W=5m | 世羅町 | |
| | | 町道扇縦線(改良) L=180m W=5m | 世羅町 | |
| | | 町道目谷線(改良) L=110m W=5m | 世羅町 | |
| | | 町道維持補修事業 | 世羅町 | |
| | | 乙川橋(改良) L=15m W=5m | 世羅町 | |
| | | 橋梁補修事業 | 世羅町 | |
| | その他 | 交通安全施設整備事業(カーブミラー・ガードレール) | 世羅町 | |
| | (9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 | デマンド交通事業 | 世羅町 | |
| | 交通施設維持 | 生活交通バス路線維持事業 | 世羅町 | |
| | | 町道草刈り作業交付金事業 | 世羅町 | |
| | その他 | 公共施設等総合管理事業 | 世羅町 | |
| | 基金積立 | 過疎地域持続的発展事業 基金造成 | 世羅町 | |
| | (10)その他 | 県道改良事業(移譲事務) | 世羅町 | |
| | | 県道管理事業(維持管理) | 世羅町 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|--------------|---------------------|------|----|
| | | 国県道改良事業 | 広島県 | |
| | | 生活道整備事業(舗装) | 世羅町 | |
| | | みちづくり事業 | 世羅町 | |
| | | 広島中央フライトロード 整備事業 | 広島県 | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していく。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

(ア) 水道

本町の水道施設は9地域整備されており、それぞれ水道水を供給している。その他の地域は井戸水等を利用しており、その普及率は55.4%(令和元年度)となっており、県平均の普及率94.8%(同)と比較して、極めて低いのが現状である。

今後、水道水の安定供給対策や老朽化施設の整備及び耐震化など、総合的かつ長期的な計画により、事業の推進を図る必要がある。

給水状況

(単位：人)

| 項目 | | 平成22年 | 平成27年 | 令和元年 |
|------|---------|-------|-------|--------|
| 上水道 | 計画給水人口 | 7,280 | 7,280 | 10,900 |
| | 給水区域内人口 | 8,404 | 6,940 | 11,672 |
| | 給水人口 | 4,898 | 5,030 | 8,625 |
| 簡易水道 | 計画給水人口 | 6,480 | 6,480 | 上水道に統合 |
| | 給水区域内人口 | 3,932 | 4,825 | |
| | 給水人口 | 3,472 | 4,071 | |

普及率

(単位：人・%)

| 項目 | 人口 | 給水人口 | 普及率 |
|---------|--------|-------|------|
| 平成 22 年 | 18,229 | 8,370 | 45.9 |
| 平成 27 年 | 17,253 | 9,101 | 52.8 |
| 令和元年 | 15,885 | 8,800 | 55.4 |

(上下水道課調べ)

(イ) 下水道

下水道の整備は、良好な生活環境の確保や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全などのためには欠かすことのできない社会資本であり、本町にとって重要な課題である。

そのため、平成 30 年度に用途区域及びその周辺の開発状況、社会情勢の変化を考慮し、主に経済性に着目した効率的な汚水収集・処理が可能な全体計画区域の見直しを行っている。現認可区域における公共下水道事業による整備を引き続き計画的に整備するとともに、供用開始区域においては接続率の向上と、汚水処理場の効率的な運営及び維持管理を進める必要がある。

また、小国地区農業集落排水施設の運営管理、合併処理浄化槽の計画的整備などを進める必要がある。

(ウ) 廃棄物処理

住民の日常生活から排出される可燃ごみの排出量及び1人1日あたりのごみ排出量は増加傾向にあり、事業系可燃ごみの増加と併せて全体の可燃ごみ排出量は増加している。可燃ごみは、平成 31 年 4 月より、三原市へ処理を委託しており、三原市清掃工場で焼却処分を行っており、処理量(令和元年度)は年間 2,760 t となっている。可燃ごみの処理に係る諸課題については、三原市と協議をしながら適正に行う必要がある。

不燃系ごみは、令和 3 年 1 月より稼働を始めた三原広域市町村圏事務組合の新不燃物処理工場において、三原市と共同処理しているが、資源化ごみの分別変更による収集体系が変わったことにより、処理量は減少傾向にある。一方で、各種リサイクル法に適応した廃棄物処理が求められている。

今後、循環型社会システムの構築のため、廃棄物の排出抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)を推進すると同時に、その啓発活動に努める必要がある。

し尿・浄化槽汚泥は、美化センターにおいて処理しており、全体の処理量は減少傾向にあるが、浄化槽汚泥の処理割合が増加傾向にある。計画処理区域の状況は下表のとおりとなっている。今後、施設の大規模な改修により、施設の長寿命化を図る必要がある。

し尿処理状況（令和2年3月末現在）（単位：人・％）

| 項目 | 世羅町 |
|------------|--------|
| 住民基本台帳登録人口 | 16,098 |
| 非水洗化人口 | 3,563 |
| 水洗化人口 | 12,535 |
| 水洗化率 | 77.9 |
| 公共下水道人口 | 676 |
| 浄化槽人口 | 11,859 |

（市町村公共施設状況調査用の各町データの集計）

（エ）公営住宅等

本町の町営住宅は、現在 307 戸を建設し管理している。今後は、民間活力を利用した住宅政策を検討するとともに、既存の住宅の長寿命化と高齢社会に対応した改修により、その住環境の整備を図る必要がある。

町営住宅の現状（令和2年度末現在）（単位：戸）

| 項目 | 戸数 |
|------|-----|
| 町営住宅 | 307 |

（建設課調べ）

（オ）地域生活の安全安心確保

平成27年3月に改定した世羅町地域防災計画に基づき、防災行政無線の連絡網の整備と防災体制の整備、市街地の拡大や今後の発展動向に応じた防災対策を推進する必要がある。

消防については、本部及び5分団・1ラップ隊を擁し、645人（令和3年1月1日時点）の消防団組織となっている。また、世羅消防署での救急救命士の配置や広域常備消防体制を整備している。今後は、広島県消防広域化推進計画に基づき、消防広域化について、継続して検討を行う。

今日の「くるま社会」での交通事故は深刻な問題を引き起こしており、交通安全施設の整備や交通安全意識の普及・交通指導などの総合的施策の推進を図り、交通安全の確保に努める必要がある。

近年、社会構造の変化や価値観の多様化による社会の匿名性の増大、地域社会の連帯意識の希薄化、情報伝達手段の多様化による有害情報の氾濫などを背景とした犯罪の発生件数が増加している。安全に安心して暮らすため、住民と行政・警察などの関係機関（団体）が一体となって犯罪を防ぐための取り組みを強化することが必要である。

交通事故の推移（世羅警察署管内）（単位：件）

| 区分 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 備考 |
|------|-------|-------|-------|-------|------|------|----|
| 事故総数 | 445 | 406 | 435 | 411 | 385 | 322 | |

（総務課調べ）

刑法犯総数の推移（世羅警察署管内）

（単位：件）

| 区分 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 | 令和 2 年 | 備考 |
|-------|---------|---------|---------|---------|------|--------|----|
| 刑法犯総数 | 61 | 46 | 68 | 63 | 59 | 26 | |

（総務課調べ）

（カ）公園広場

本町内に整備している公園等について、その維持管理などを充実する必要がある。また、良好な生活環境の形成を図るため、都市計画内の整備について「世羅町都市計画マスタープラン」に基づき、今後の整備や維持管理を図る必要がある。

（キ）火葬場

町内には、火葬場「やすらぎ苑」が設置されており、その管理運営は令和 3 年 4 月より町が行っている。

今後、火葬場の適切な管理運営及び施設設備の計画的な改善、改修について検討が必要である。

（2）その対策

（ア）水道施設の整備

加入率及び財源確保等の課題を踏まえたうえで、水道施設の給水区域の拡大などの整備を計画的に進めるとともに、飲用水施設整備への支援により、水道普及率の向上や良質な生活用水の給水に努める。

事業の推進にあたっては、加入促進を重視し、効率的で安定的な水道事業経営を図りつつ、計画的に行う。

（イ）下水道施設の整備

公共下水道基本計画に基づき、今後も整備促進を図る。整備順位の決定にあたっては、地元の要望、接続の意向の確認及び供用開始までにかかる期間や経済性等も考慮し、より一層効率的な整備に努める。

供用開始区域においては、接続促進のための啓発活動や、排水設備設置に係る補助金制度・融資あっせん制度の周知を通して、早期の接続を推進し、より効率的な経営に努める。

生活排水の処理を推進するため、合併処理浄化槽の整備及び適正な維持管理の徹底や法定検査率の向上に向けた支援・啓発を行う。

（ウ）廃棄物処理対策の推進

一般廃棄物処理基本計画に基づき、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の実践を通じた循環型社会の形成を図る。生活系ごみ及び事業系ごみの減量化・リサイクル化を推進するため、排出者（住民・事業者）の意識啓発に努める。

ごみ処理施設については、現在の処理体系を維持し、将来的な方向性も踏まえた円滑かつ適正な運営に取り組む。

(エ) 公営住宅の整備

快適なまちづくりや景観形成に配慮した住宅政策を推進する。老朽化した住宅のリフォームやバリアフリー化、需給バランスや民間住宅の動向を踏まえた住宅の建設を進める。

また、地域住宅計画に基づき、民間主導を基本としながら住宅に対する多様な需要に応じた住宅整備を推進する。

(オ) 地域生活の安全安心確保

総合的な防災体制の整備充実を進めるとともに、日常生活における防災意識の高揚を図るための啓発活動を行い、災害の未然防止と災害時の円滑な対応を図る。

○地域防災体制の確立

「世羅町地域防災計画」に基づき、災害発生時の災害対策本部と関係機関との体制確立や緊急放送体制などの地域防災体制の整備充実を図る。

○自主防災組織の確立

地域ぐるみの防災体制の確立をめざすため、地域での「自主防災組織」の設立支援・育成・強化を図る。

○消防体制の充実

常備消防（世羅消防署及び世羅消防署世羅西出張所）と非常備消防（消防団）が常に連絡体制を緊密にし、火災予防や防火意識の高揚に努める。また、消防設備を計画的に整備するとともに、住民の生命・身体・財産を守り、住民が安心して暮らせる消防体制を確立する。

○救急体制の確立

世羅消防署及び世羅消防署世羅西出張所の救急体制と医療機関の協力体制を緊密にし、救急体制の確立を図る。

○交通安全意識の高揚促進

運転手や歩行者の交通安全意識の高揚を図るための広報活動・交通安全指導などを強化するとともに、関係機関との連携により、幼児から高齢者までの交通安全教育を推進し、交通事故防止を進める。

ガードレールやカーブミラー、歩道整備などの施設整備を計画的に進める。

○減らそう犯罪の取り組み

日常生活における安全確保に積極的に取り組むとともに、犯罪が起りにくいまちづくりを進めるため、住民と行政・警察などの関係機関（団体）との連携をより強固にし、広報や啓発活動、生活安全相談を充実し、防犯意識や地域の連帯意識の向上を図る。

(カ) 公園広場の整備

住民の憩いやレクリエーションの場として、住民の協力を得ながら身近な広場の整備や既存の公園の維持管理を行う。

(キ) 火葬場

基本的な生活基盤施設であるため、適切な管理運営と計画的な改善、改修を実施する。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------------------|-----------------------------------|------|----|
| 5 生活環境の整備 | (1)水道施設 上水道 | 上水道施設整備事業 | 世羅町 | |
| | | 維持管理事業 (上水道) | 世羅町 | |
| | (2)下水処理施設 公共下水道 | 公共下水道事業 | 世羅町 | |
| | | 維持管理事業 (下水道) | 世羅町 | |
| | 農村集落排水施設 | 維持管理事業 (農業集落排水) | 世羅町 | |
| | その他 | 合併処理浄化槽設置整備事業 | 世羅町 | |
| | (3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設 | 最終処分場整備事業 | 世羅町 | |
| | し尿処理施設 | し尿処理施設整備事業 | 世羅町 | |
| | (4)火葬場 | 斎場大規模改修事業 | 世羅町 | |
| | (5)消防施設 | 防火水槽整備事業 (40 m ³ 級) | 世羅町 | |
| | | 消防車格納庫整備事業 | 世羅町 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------------------------|-------------------------|------|----|
| | (6)公営住宅 | 小型動力ポンプ積載車 等導入事業 | 世羅町 | |
| | | 消防車両等整備事業 | 三原市 | |
| | | 公営住宅整備事業 (リフォーム事業) | 世羅町 | |
| | (7)過疎地域持続的 発展特別事業 生活 | 飲用水施設整備補助事 業 | 世羅町 | |
| | | 合併処理浄化槽維持管 理費補助事業 | 世羅町 | |
| | 危険施設撤去 | 老朽住宅除去事業 | 世羅町 | |
| | 防災・防犯 | 地域防災対策事業 | 世羅町 | |
| | | 自主防災組織支援事業 | 世羅町 | |
| | その他 | 公共施設等総合管理事 業 | 世羅町 | |
| | 基金積立 | 過疎地域持続的発展事 業基金造成 | 世羅町 | |
| | (8)その他 | 世羅町水道事業基本計 画策定事業 | 世羅町 | |
| | | 一般廃棄物処理基本計 画策定事業 | 世羅町 | |
| | | 汚水適正処理計画策定 事業 | 世羅町 | |
| | | 脱温暖化せらのまちづ くりプラン推進事業 | 世羅町 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|--------------|-------------|------|----|
| | | 防災計画策定事業 | 世羅町 | |
| | | 三原消防署事務委託事業 | 三原市 | |
| | | 安全安心対策事業 | 世羅町 | |
| | | 小規模崩壊地復旧事業 | 世羅町 | |
| | | 町管理河川維持修繕事業 | 世羅町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していく。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

子育て環境の確保について、本町は近年、子どもの出生率が減少傾向にあり、少子化の要因の一つとして、未婚化、晩婚化、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭の親の孤立化が増えている現状を踏まえ、妊娠期から出産・子育て期まで安心して過ごすことが出来るよう地域での見守りや支援に取り組む必要がある。また、家庭を取り巻く環境の変化や親の就労等に伴い保育ニーズの多様化への対応、地域における放課後児童クラブの質の維持・向上など、子どもの居場所の充実に取り組む必要がある。

平成27年国勢調査での本町の高齢化率は39.9%であり、全国の26.3%や広島県の27.2%と比べかなり高く、高齢化が進行し、今後の推計では令和7年には46.7%に達する状況である(国立社会保障・人口問題研究所(平成30年3月推計)より)。

本町の総人口、高齢者人口はともに減少傾向にあるが、高齢化率は上昇し、介護や福祉、在宅医療のニーズの増大、介護サービス提供体制を支える介護従事者の確保、認知症対策など、様々な課題がある。また、ひとり暮らし高齢者の増加、地域のつながりの希薄化などを背景として福祉問題は多様化・複雑化してきている。

介護保険制度における要支援・要介護認定者数は、平成29年度末が1,502人、平成30年度末が1,446人、令和元年度末が1,398人となっている。今後も高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活を送ることができるよう、地域で支え合う地域共生社会の実現をめざし、これま

で進めてきた地域包括ケアシステムの深化に向けた各施策の着実な推進を図っていく必要がある。

福祉施策については、行政及び社会福祉協議会を中心とした関係機関や各種団体などの協力を得て、いつまでも健康で、生きがいをもち豊かな生活を送ることができるよう、自立した生活を送るための支援や介護予防、重度化防止の取組の充実を図るとともに、健康づくりと介護予防を一体的に提供する必要がある。

(ア) 児童福祉

本町の児童数は、過疎化・少子化により減少しているが、保育需要や認定こども園・保育所に対する保育内容充実などの需要は高まっている。

令和2年3月に策定した「世羅町第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたるさまざまなニーズに対応してワンストップで切れ目のない、子育てに関する包括的な相談・支援の提供と、地域全体で子育てを支援する仕組みを構築し、健全な地域社会を形成していくことが重要である。

(イ) ひとり親家庭の自立支援

就労などによる社会的・経済的な自立が困難な場合が多いことから、児童を心身ともに健康に育てる環境整備と、その親の健康で文化的な生活が保障されるような体制整備が必要である。

そのため、関連諸制度の周知や各種相談業務の充実、自立支援対策などの推進が必要である。

(ウ) 高齢者福祉

本町の高齢者の現状は次表のような状況であり、今後とも高齢化率は増加傾向を示している。

(表) 推計人口 (令和3年3月策定 世羅町高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画より) (単位:人・%)

| | 令和3年 | 令和4年 | 令和7年 | 令和22年 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口 | 15,619 | 15,360 | 14,534 | 10,668 |
| 65歳以上 | 6,497 | 6,442 | 6,273 | 4,779 |
| 高齢化率 | 41.6 | 41.9 | 43.2 | 44.8 |

平成27年国勢調査によると、町内6,242世帯のうち65歳以上の高齢者がいる世帯は4,042世帯で全世帯の64.8%となっている。また、高齢者のいる世帯のうち高齢者単身世帯は914世帯、高齢者夫婦世帯は1,135世帯となっており、今後も高齢者のみの世帯が増加するものと予想される。

要支援・要介護認定者数は、介護保険制度開始以来増加傾向にあったが、平成30年度以降減少している。令和2年3月には1,398人、第1号被保険者(65歳以上の高齢者に占める割合)は21.1%となっている。

世羅町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づき、地域包括支援センターを相談窓口

として、介護が必要になっても住み慣れた自宅で安心して暮らし続けることができ、適切な介護保険サービスを安定的に提供できるよう、引き続きサービスの充実を図ることが重要である。

(エ) 障害者福祉

令和2年3月時点で、障害者手帳所持者は1,126人、特定医療（指定難病）受給者は104人と人口減少に伴い減少傾向にあるが、障害の特性等により社会生活を送る中で困難に直面する人は増加してきている。

障害者の個々の特性や状況に応じたサービスの量及び質の確保を図るとともに、障害者が抱える困難に対して、関係機関の連携や情報共有により適切な支援が行われる体制づくりが必要である。

また、障害や難病のある人が、家庭や職場、地域のあらゆる場面でその能力を最大限に発揮し、活躍できる地域社会の実現をめざし、その実現のために、住民一人ひとりが障害や障害のある人について正しい理解と認識を持って地域の人々がともに助け合える共生社会をめざす必要がある。

(オ) 低所得者に対する福祉

生活保護は、生活困窮者に対して最低限の生活を保障する制度であり、近年の経済状況を反映して全国的には制度適用者は増加している。このような状況のもと、平成25年に生活困窮者自立支援法が制定され、生活保護に至る前の自立支援の強化を図ることになり、引き続き関係機関と連携し生活困窮者の把握に努め、適正な相談支援を行う必要がある。

(カ) 地域福祉

少子高齢化や人口減少が進行し、高齢者のみ世帯の増加が見込まれる中、地域行事・地域活動の担い手不足が深刻である。また、地域や近所のつながりが希薄になって、コミュニティ活動を維持していくことが難しくなっている。高齢者や障害者、ひとり親家庭などが住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、地域での支え合いや助け合いの仕組みを再構築する必要がある。

(2) その対策

安心して子どもを産み育てられるよう、子育てに関するさまざまな不安に寄り添い、相談・見守り支援や育児に関する情報提供などを行うとともに、保護者の多様なニーズに応じた保育の充実に努める。

高齢者や障害者をはじめ、誰もが安心して暮らせる生活空間を創造することに努めるとともに、健康づくり事業の拡充を図る。

また、保健・福祉施策を推進するためには、すべての住民や企業等の理解と協力が必要となることから、啓発活動などを積極的に推進する。

(ア) 児童福祉

次代の担い手となる児童を健全に育成するため、安心して産み育てることのできる子育て支援社会の形成に向け、抜本的な子育て支援策を構築する。

少子化による乳幼児の減少傾向や女性の社会参画が促進されている中で、「世羅町第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育てに関する包括的な相談・支援体制を図るため子育て世代包括支援センターを拠点とし、地域全体で子育てを支援するための、子育て支援のネットワークづくりや、地域での子育てを見守り支援する環境の醸成など、継続して実施する。

また、多様化する保育ニーズに応じた、保育サービス（延長保育・乳児保育・病児保育（体調不良児対応型）など）の充実や、放課後児童クラブなどの居場所づくりなど一人ひとりの育ちを大切にす環境づくりを推進する。

さらに、引き続き子育て世代の負担軽減につながる施策の推進に努める。

(イ) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭については、生活上の諸問題について相談員等との連携を図り、適切な助言・指導を行うとともに、各種年金や手当等々の援護制度の周知・適用による生活の安定と、安心して就労、養育できる体制の整備を図る。

(ウ) 高齢者福祉

世羅町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づいた高齢者福祉施策の充実に努める。

高齢者が住み慣れた地域で、自分の能力を活かし、地域社会に積極的に参加することで自分らしく生きがいのある生活を送ることができるよう、元気な時から介護予防に取り組む必要性について、意識付けや啓発活動を行い、生活習慣病予防、寝たきり予防、認知症予防に向けた取り組みを行う。また、要支援状態、要介護状態になることを予防し、要介護状態の重度化を防止するため、不足しているサービス提供の充実を図るとともに効果的なサービス提供を図る。

また、高齢者の楽しみや生きがいにつながるような身近な場での活動の充実、高齢者が持つ豊富な経験や知識を社会に還元する世代間交流や就労機会の確保、地域での支え合いの担い手になくための仕組みづくりを図る。

(エ) 障害者福祉

令和3年3月に策定した「世羅町第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」に基づき、世羅町自立支援協議会をはじめとする関係機関と連携し、諸制度の適切な利用や相談体制の充実などを通じて、障害者の自立の促進と生活の安定を図るとともに、必要とする支援を受けることのできる体制の整備に努める。

(オ) 低所得者に対する福祉

生活に困窮する低所得者については、健康で文化的な生活を保障するため、世帯の状況に応じ

た支援を行うとともに、自立を促すための積極的な支援を行う。

(カ) 地域福祉

高齢者や障害者、ひとり親家庭などの住民の方々が地域社会の中において安心して生活が送られるよう、相互理解や協力・参画・相互扶助の精神に基づいた支援を進める。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------------|----------------------------|--|------|----|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (1)児童福祉施設 保育所 | 保育所整備事業 | 世羅町 | |
| | (7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センター | 保健福祉施設改修事業 | 世羅町 | |
| | (8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 | 子育て支援事業（保育料半額補助） | 世羅町 | |
| | 高齢者・障害者福祉 | 高齢者・障害者移動支援事業 | 世羅町 | |
| | 健康づくり | 健康診査・指導事業 | 世羅町 | |
| | | 健康づくり人材育成事業 | 世羅町 | |
| | その他 | 公共施設等総合管理事業 | 世羅町 | |
| | 基金積立 | 過疎地域持続的発展事業基金造成 | 世羅町 | |
| | (9)その他 | 私立認定こども園運営事業（施設型給付費） | 世羅町 | |
| | | 地域子ども・子育て支援事業（支援拠点・一時預かり・病児保育（体調不良児対応型）） | 世羅町 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|--------------|---------------------|------|----|
| | | 子育て世代包括支援センター運営事業 | 世羅町 | |
| | | ファミリー・サポート・センター運営事業 | 世羅町 | |
| | | 子ども・子育て支援事業計画策定事業 | 世羅町 | |
| | | 放課後児童健全育成事業 | 世羅町 | |
| | | グループホーム整備支援事業 | 世羅町 | |
| | | 認知症高齢者支援事業 | 世羅町 | |
| | | 世羅町食育推進計画策定事業 | 世羅町 | |
| | | 健康増進計画策定事業 | 世羅町 | |
| | | データヘルス計画策定事業 | 世羅町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していく。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町では、栄養指導や保健指導などを実施し、「自分の健康は自分自身でつくる。」という意識のもとに、ライフステージに応じた健康づくりを推進している。

今後は、地域の実情に即した健康づくりの促進を図るため、平成29年度に策定した「健康せら21(第2次)」に基づき、関係機関・団体が連携し、一体となって地域の健康づくりを推進する必要がある。

町内の医療機関は、公立世羅中央病院と一般診療所が9施設、歯科診療所が5施設で、医師数

は 21 人、歯科医師数 6 人、病床数は 198 床となっている。

公立世羅中央病院においては、地域の診療所との連携・支援という中核的医療機関としての役割が求められている。

高齢化の進行や疾病構造の変化、健康意識の高まりなどを反映し、疾病予防対策や地域医療体制の充実強化への要望も高まっており、引き続き救急医療を含めた医療の確保に努める必要がある。

(2) その対策

「健康せら 21 (第 2 次)」に基づき、住民の健康の保持増進を図り、生涯を通じた健康づくりを推進するため、知識の普及と実践に取り組む。また、健康相談・健康教育の充実や健康診査の受診率の向上に努め、疾病予防対策の充実を図る。

国民健康保険においては、健康や医療の情報を活用したデータヘルス計画に基づき、効果的な保健事業を実施する。

公立世羅中央病院の医療提供体制の充実と診療所との相互連携により、住民が安心して身近な地域で包括的な医療を受けることができるよう体制整備を進める。

(3) 事業計画 (令和 3 年度～ 7 年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-------------------------------|---------------------|------|----|
| 7 医療の確保 | (1)診療施設 病院 | 地域医療確保(施設整備) 事業 | 世羅町 | |
| | (3)過疎地域持続的 発展特別事業 自治体病院 | 地域医療確保事業 | 世羅町 | |
| | その他 | 公共施設等総合管理事業 | 世羅町 | |
| | 基金積立 | 過疎地域持続的発展事業 基金造成 | 世羅町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していく。

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

(ア) 学校教育

現在の児童・生徒数は表1のとおりである。また、将来的な推移は表2のとおりであり、毎年減少傾向にある。

国際化・情報化の進展、知識基盤社会の到来など時代の変化と要請に応える教育の在り方の基本として「生きる力」の育成を目指した教育を進めていくことが重要である。

学校教育（義務教育）は、人格形成に大きな役割と使命を持っている。従って、児童・生徒に充実した教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着と個性の伸長を図りながら、豊かな人間性や社会性、郷土への誇りを持ち合わせた国際社会人としての自覚と自ら学び、自ら考える力を育成することが大切である。また、思いやりの心や感謝する心などを育て、主体的に判断し行動し、たくましく生きていくための健康や体力を培っていくことが必要である。

このような中、本町の学校教育においては、世羅教育大綱や世羅町教育プランに基づき、自立・挑戦・創造をスローガンに「豊かな心を持ち、たくましく未来を拓く」を基本理念として、「確かな学力」「豊かな心」「たくましく健やかな体」「郷土への誇りと国際感覚をもった人材」の育成を目指し、教職員を対象とした研修や児童生徒を対象とした事業等を実施し、品格と潤いのある教育を推進している。

「確かな学力」については、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、特別支援教育の充実、幼保小連携や小中高連携による異校種間の円滑な接続を行っている。特に、「1人1台端末」を効果的に活用した授業づくりに取り組んでいるところである。今後は、ICTの効果的な活用促進を図るとともに、「1人1台端末」がさらに運用しやすくなるよう設備の充実と維持管理に努めていく必要がある。また、特別支援教育については、特別支援学級の対象児童生徒数が、今後、増加傾向にある。このことを踏まえ、引き続き特別支援教育の充実を図るため、障害のある児童・生徒の就学について、指導内容や指導の充実に取り組むとともに、障害に応じた教育や教育環境の整備に努める必要がある。

「豊かな心」については、「特別の教科 道徳」の授業改善と生徒指導の充実を図るとともに、各教科の特質や発達段階に応じた体験活動を推進している。また、「郷土への誇りと国際感覚をもった人材」の育成とも関連させ、本物体験学習、職場体験、中学生海外研修等の事業を実施し、ふるさと学習やキャリア教育、国際理解教育の充実を図っている。現在の取組を推進するとともに、今後は読書活動の一層の充実も図っていく。

「たくましく健やかな体」については、防災教育・安全教育の充実、体力・運動能力向上の向上、基本的生活習慣の形成や食育の充実に向け、関係機関や家庭等と連携しながら取組を推進している。また、通学対策や安全対策を図るため、遠距離通学のためのスクールバスの運行や児童・生徒への安全対策を関係機関・保護者・地域住民の協力のもとに進めている。現在の取組を継続するとともに、学校給食については、業務運営の効率化や施設の再編整備、地産地消を引き続き進める必要がある。

現在、町内の学校教育施設は、4小学校3中学校となっており、各施設について計画的な改修を進め、適切な維持管理に努める必要がある。

地域と学校の連携・協力を強化し、地域とともにある学校づくりを推進するとともに、教職員が「子どもと向き合う時間」を確保できるよう職場環境の充実に努めていく。

表1 小学校・中学校の児童・生徒数（令和3年5月1日）（単位：人）

| 小学校名 | 児童数 | 中学校名 | 生徒数 |
|--------------|-----|------------|-----|
| 世羅町立甲山小学校 | 141 | 世羅町立甲山中学校 | 111 |
| 世羅町立せらひがし小学校 | 132 | 世羅町立世羅中学校 | 174 |
| 世羅町立世羅小学校 | 313 | 世羅町立世羅西中学校 | 58 |
| 世羅町立せらにし小学校 | 109 | 合計 | 343 |
| 合計 | 695 | | |

（令和3年度教育行政要覧より）

表2 児童生徒の推計（令和3年5月現在）（単位：人）

| 学校名 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 |
|--------------|------|------|------|------|
| 世羅町立甲山小学校 | 140 | 141 | 144 | 137 |
| 世羅町立せらひがし小学校 | 128 | 121 | 118 | 113 |
| 世羅町立世羅小学校 | 296 | 295 | 288 | 279 |
| 世羅町立せらにし小学校 | 106 | 94 | 88 | 83 |
| 合計 | 670 | 651 | 638 | 612 |
| 世羅町立甲山中学校 | 120 | 132 | 139 | 140 |
| 世羅町立世羅中学校 | 176 | 158 | 153 | 145 |
| 世羅町立世羅西中学校 | 53 | 67 | 61 | 56 |
| 合計 | 349 | 357 | 353 | 341 |

（令和3年度教育行政要覧より）

（イ）生涯学習

国際化・情報化の進展や産業構造の変化、少子高齢化社会の進行と人口減少時代への突入など急激な社会経済情勢の変化とニーズや価値観の多様化が進んでいる。

また、人々の生活水準は向上し、物質的な面での豊かさに加え精神面での豊かさを求め、生涯を通じて健康で文化的な生活の追求や自己実現を図ることが求められている。

住民の自主性や自発的な諸活動を基盤としながら、住民相互の連帯意識の向上をめざし、「生涯学習社会」を実現していくため、今後も生涯学習推進体制の整備充実を図り、広く生涯学習機会を提供していくことが必要である。

社会教育施設の整備については、地域住民のニーズに見合った施設整備を行う必要がある。また、町内3つの図書館については、図書の円滑な利用を促進するために平成19年度に情報システムの一元化を行った。今後は県立図書館などとの連携を強化し、電子図書館や中央図書館方式の

導入も含めた図書館整備の検討など、図書館の更なる充実を図る必要がある。

青少年の健全育成については、スポーツ少年団の団員及び指導者が減少しており、幼少期からスポーツに取り組む環境づくりに取り組むとともに指導者の育成確保を図る必要がある。また、学校・家庭・地域社会の連携を図るとともに、子どもを地域の中で育てる活動の展開が求められている。

(ウ) 社会体育

少子高齢社会が一層進む中で、住民の誰もが生涯のライフステージにおいて、いつでも・どこでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進は、生きがいのある生活と青少年の非行防止、活力あるまちづくりなどにとって大きな意義があるとともに、高齢者、障害者の健康保持は生涯スポーツに期待するところが大きい。

こうした現状を考慮し、住民の自主性や自発的なスポーツ活動を醸成するとともに、福祉行政と社会体育との有機的な連携を図ることが重要である。

社会体育の振興や駅伝のまちにふさわしい地域づくりのための環境整備が望まれている。

(エ) 人権教育・人権啓発

人権教育は、すべての人々が人権尊重の自覚を高めることにより、人間らしく幸せに生きていこうとする社会の実現を目指すものである。

本町においては、これまで人権講演会や地域人権学習会などのさまざまな取り組みを行ってきたが、今後も引き続き人権尊重の明るいまちづくりの推進が必要である。

人権啓発については、県の「人権教育・啓発指針」などを基本として策定した「世羅町人権教育・人権啓発推進計画」に基づき、計画的に推進していく必要がある。

また、平和行政について積極的に推進する必要がある。

(2) その対策

(ア) 学校教育

学校教育においては、「豊かな心を持ち、たくましく未来を拓く」を基本理念として、明日の社会を担う品格のある子どもたちを育成することをめざしている。

《学校教育における基本方針と施策方針》

①児童・生徒の学ぶ意欲を育て、確かな学力をつける

- ・生きる力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
- ・特別支援教育の充実
- ・幼保小連携・小中高連携の充実
- ・地域と学校の連携・協働の推進
- ・教育環境整備の充実

- ②夢や志を育む教育活動を進め、豊かな心を育てる
 - ・ 道徳教育の充実と生徒指導の推進
 - ・ 体験活動の推進
 - ・ 特色ある学校文化の継承
- ③健康づくりや体力づくりを進め、たくましく健やかな体を育てる
 - ・ 防災教育・安全教育の推進
 - ・ 基本的生活習慣の育成、食育指導の充実
 - ・ 体力・運動能力の向上
 - ・ 学校給食センターの整備
- ④郷土への誇りと国際感覚をもった人材を育てる
 - ・ ふるさと学習の推進
 - ・ キャリア教育の充実
 - ・ 国際理解教育の推進
- ⑤教職員の力を最大限に発揮できる環境を整備する
 - ・ 子供と向き合う時間を確保するための取組の推進
 - ・ 教職員が教育活動に専念できる職場環境の充実

(イ) 生涯学習

住民一人ひとりが心豊かで充実した生活を送っていくためには、生涯にわたって自らが学び、自己を高め、さらに学んだ成果を社会で活かす「生涯学習社会」を実現するための施策を推進する必要がある。

これまで取り組んできた「世羅まなびと大学」を実施し、住民が生涯にわたって日常的に多様な学習ができる環境づくりを推進する。

青少年の健全育成を図るため、「放課後子供教室」の運営を行うとともに、家庭・学校・地域社会がそれぞれの役割を分担し、次代を担う青少年の育成に努める。

また、スポーツ少年団活動も学校や家庭以外での教育活動の一翼を担っており、引き続き活動の活性化を図るとともに、指導者の育成も重要な課題として取り組む。

《生涯学習における基本方針と施策方針》

- ① 住民ニーズに即応する生涯学習の推進を図る。
 - 生涯を通じた学習機会の提供・ボランティア活動、地域における体験活動の育成と推進・図書館の整備、充実と高度情報化の推進
- ② 文化芸術活動の振興と文化財保護・自然保護啓発に努める。
 - 優れた文化芸術にふれあう機会の提供・文化活動の推進と地域文化の高揚・文化財調査、保護と自然保護の啓発
- ③ 家庭、地域の教育力の向上を図る。

地域の人材育成・子育て支援の推進とネットワークの構築・地域ふれあい活動の支援・地域ボランティアグループの育成

(ウ) 社会体育

生涯を通して生きがいを持ち健康であり続けるため、住民誰もがそれぞれの体力や興味、目的に応じたスポーツに親しみ、実践する「町民一人1運動・1スポーツ参加」の促進を図る。そのため、スポーツ広場整備の検討や総合型地域スポーツクラブの育成支援など、スポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりを整備する。

また、中国実業団対抗駅伝競走大会や各種の町内駅伝大会など「駅伝のまち」にふさわしい特色のあるスポーツイベントを開催し、スポーツに対する住民意識の高揚を図る。

《社会体育における基本方針と施策方針》

① 関係団体との連携のもとに、スポーツと健康づくりを推進する。

生涯スポーツの普及と指導者の育成・競技スポーツの充実と推進・町民一人1運動、1スポーツ参加の促進・総合型地域スポーツクラブの育成と支援

(エ) 人権教育・人権啓発

「守ろう人権・なくそう差別」を基本にすべての人の基本的人権が尊重される地域社会の形成を図るため、人権教育を推進する。また、「世羅町人権教育・人権啓発推進計画」に基づき、人権講演会や各地区人権講座などの開催及び広報紙等による啓発により、人権尊重のまちづくりを推進する。

また、平和行政についての諸事業を積極的に推進する。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-------------------|------------------------|------|----|
| 8 教育の振興 | (1)学校教育関連施設 校舎 | 小中学校空調施設整備事業 | 世羅町 | |
| | | 世羅中学校大規模改修事業 | 世羅町 | |
| | 屋内運動場 | 甲山中学校施設整備事業 (プール撤去) | 世羅町 | |
| | 屋外運動場 | 世羅小学校グラウンド整備事業 | 世羅町 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|--------------|------------------------------|-------------------|-----|
| | 給食施設 | 給食センター再編整備事業 | 世羅町 | |
| | その他 | 世羅小学校臨時駐車場確保事業 | 世羅町 | |
| | | 小中学校デジタル化推進事業 | 世羅町 | |
| | | (3)集会施設、体育施設等 体育施設 | スポーツ施設等改修事業 | 世羅町 |
| | 図書館 | スポーツ広場整備事業 | 世羅町 | |
| | | 図書館再編整備事業 | 世羅町 | |
| | | (4)過疎地域持続的 発展特別事業 義務教育 | 小中学校デジタル化推進事業 | 世羅町 |
| | 高等学校 | 通学対策事業 | 世羅町 | |
| | | 世羅高校教育環境等支援事業 | 世羅町 | |
| | | 生涯学習・スポーツ | スポーツ・レクリエーション推進事業 | 世羅町 |
| | その他 | 公共施設等総合管理事業 | 世羅町 | |
| | 基金積立 | 過疎地域持続的発展事業 基金造成 | 世羅町 | |
| | (5)その他 | 図書整備事業 | 世羅町 | |
| | | 小学校少人数指導推進事業 | 世羅町 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|--------------|-----------------|------|----|
| | | 教育相談事業 | 世羅町 | |
| | | 特別支援教育支援介助員配置事業 | 世羅町 | |
| | | 教育補助員配置事業 | 世羅町 | |
| | | 学校図書整備事業 | 世羅町 | |
| | | 就学援助事業 | 世羅町 | |
| | | 生涯学習推進事業 | 世羅町 | |
| | | 特色ある学校づくり事業 | 世羅町 | |
| | | 国際交流推進事業 | 世羅町 | |
| | | 放課後子供教室推進事業 | 世羅町 | |
| | | 豊かな体験活動事業 | 世羅町 | |
| | | 人権教育・啓発推進事業 | 世羅町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していく。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町の集落は、生産組織や生活機能によって数集落が結節し基礎的集落を形成している。また、

現在は町内 13 の住民自治組織が主体となって地域の実情に応じたまちづくりの機運が醸成されつつある。

地域の自立のために、地域に生活する人々が地域として何が実践でき、行政との協働で何を実施するかが問われている。

今後、地域自治機能を強化し地域（集落）と行政の連携を高めるため、住民自治組織の充実を図ることがますます必要になっている。

また、地域の人々が集い、学習、スポーツ交流などの活動を楽しめる、拠点整備が必要である。

(2) その対策

過疎高齢化が進行する本町においては、住民自治組織の活動を充実するため、元気な地域づくり応援事業などをはじめとする助成事業を計画的に活用した、各地域の主体的な取り組みを支援する。

住民自治組織については、研修会や先進地視察などの取り組みを通じて、住民と行政の連携強化と住民参加を積極的に進め、協働のまちづくり事業を推進する。

地域住民の活動拠点である自治センターを整備・改修することにより、住民サービスの向上と地域活力の増進、地域活性化を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------------------------------|---------------------|------|----|
| 9 集落の整備 | (1) 過疎地域集落再編整備 | 小さな拠点整備事業 | 世羅町 | |
| | | コミュニティ施設整備事業 | 世羅町 | |
| | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備 その他 | 住民自治組織活動支援事業 | 世羅町 | |
| | | 公共施設等総合管理事業 | 世羅町 | |
| | 基金積立 | 過疎地域持続的発展事業 基金造成 | 世羅町 | |
| | (3) その他 | 元気な地域づくり応援事業 | 世羅町 | |
| | | 地域おこし協力隊活用事業 | 世羅町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していく。

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

(ア) 地域文化・文化財

本町は平安末期から高野山領となり、寺院を中心に繁栄し今日に至っており、重要な文化的遺産が数多く存在している。

町内には約 860 基におよぶ古墳や古代寺院跡、石造物群等の史跡が残されており、現在国指定の文化財が 5 件、国登録の文化財が 2 件、県指定文化財が 32 件、町指定文化財が 137 件あり、郷土の歴史と文化を学ぶうえでの貴重な資料となっている。

これらの保護・保存は地域に住む人々の後世に対する責務であり、最近の著しい社会の変革や地域開発等により破壊などの恐れがあるため、保護体制の強化が必要である。さらに、住民の文化財に対する関心と意識の向上を図る必要がある。

また、文化活動は、各種文化団体やサークル等により地道な活動が続けられているが、これらに対する支援も必要である。

(2) その対策

(ア) 地域文化・文化財

地域の文化活動を推進し、生活に根ざした新しい地域文化を創造するとともに、文化財・民俗資料等の保護・保存に努める。

そのため、指定文化財の周辺整備・補修及び看板設置などを実施するとともに、町内に散在する文化財等の展示・保存を集中する取り組みを行う。

大田庄歴史館での企画展、講演会などの取り組みを充実するとともに、民俗資料館を活用し、世羅地域の歴史・文化の伝承と自然保護に努めるとともに、文化財保護継承に携わるボランティア活動を積極的に進める。

(3) 事業計画（令和 3 年度～ 7 年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------|-----------------------------|------------|------|----|
| 10 地域文化の振興等 | (1) 地域文化振興施設等 その他 | 文化財等保護継承事業 | 世羅町 | |
| | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興 | 文化財等保護継承事業 | 世羅町 | |

| | | | | |
|--|------|---------------------|-----|--|
| | | 公共施設等総合管理事業 | 世羅町 | |
| | 基金積立 | 過疎地域持続的発展事業 基金造成 | 世羅町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していく。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

平成31年3月に策定した「第3次脱温暖化せらのまちづくりプラン」に基づき、太陽光発電システムへの転換、導入促進、再生可能エネルギー由来の電力の利用の促進、木質バイオマス、BDFの利用拡大に取り組んでいる。太陽光発電等に比べ、バイオマスの利用が少ないのが現状であり、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進することが必要である。

(2) その対策

太陽エネルギーやバイオマス等、地域特性に応じた再生可能エネルギーのさらなる導入を促進する。なお、太陽光発電システムの導入にあたっては、地域環境との調和を図り、良好な自然環境及び町民の安全な生活の確保に配慮する。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------------|--|---------------------|------|----|
| 11 再生可能エネルギーの利用の推進 | (1) 再生可能エネルギー利用施設 | 再生可能エネルギー推進事業 | 世羅町 | |
| | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用 基金積立 | 公共施設等総合管理事業 | 世羅町 | |
| | | 過疎地域持続的発展事業 基金造成 | 世羅町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していく。

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

生活環境の質的向上は、住民の日常生活に最も密接した問題であり、豊かで美しい地域環境づくりが求められている。特に臭気問題については、早期に改善・解決を図るべく対策を講じる必要がある。

「環境の世紀」と言われる 21 世紀は、社会を構成するあらゆる主体が地球環境への負荷の低減に向けて自主的・積極的な取り組みと実践が求められており、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の形成をめざしていくことが必要である。

そのため、国の「環境基本法」や本町の「生活環境保全等に関する条例」に基づき、地域環境の整備に関する施策を推進する必要がある。

また、地球温暖化防止への取り組みを進めるための指針として平成 31 年 3 月に策定した「第 3 次脱温暖化せらのまちづくりプラン」に引き続いて取り組む。

地籍調査については、引き続き国土の保全対策などの観点で早急に完了させる必要がある。

過疎対策事業債（ソフト事業分）により積み立てた過疎地域持続的発展事業基金については、各持続的発展施策区分に要する経費の財源とし、基金は、過疎計画期間中または過疎法失効後、必要に応じて処分し、事業に充てることとする。

(2) その対策

快適な生活環境を維持していくため、住民一人ひとりの環境問題に対する意識の高揚を図るとともに、環境への負荷の低減という観点から、環境に配慮したライフスタイルの普及・啓発に努める。

また、「第 3 次脱温暖化せらのまちづくりプラン」に基づく地球温暖化対策を推進する。

今後も増加傾向にあるごみの削減を図り資源循環型社会の形成を図るため、一般廃棄物処理基本計画に基づく諸施策を推進する。

自然環境保全の活動は「生物多様性」に通ずるものとして、地域での希少動植物保護活動グループに対する支援を行う。

地籍調査については、早期完了に向けて計画的な調査を推進する。

(3) 事業計画（令和 3 年度～ 7 年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------------------------|--------------|-------------|------|----|
| 12 その他地域の 持続的発展に関 し必要な事項 | | 地籍調査事業 | 世羅町 | |
| | | 公共施設等総合管理事業 | 世羅町 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|--------------|---------------------|------|----|
| | | 過疎地域持続的発展事業 基金造成 | 世羅町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、必要に応じ公共施設等総合管理計画の基本方針及び縮減目標に基づき、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら対応していく。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------------------------------|---------------------------|-------------------------|------|---|
| 1 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成 | (4)過疎地域持続 的発展特別事業 | 移住者住宅支 援事業 | 世羅町 | 本事業は、本町の移住・定住促進に寄与する 内容であるため、事業効果は将来に持続的に 及ぶものである。 |
| | | 空き家バンク 事業 | 世羅町 | 本事業は、空き家を活用し本町に移住及び定 住による人口増加を促進するものであり、事 業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 通勤助成事業 | 世羅町 | 本事業は、定住人口の増加を促進するもので あるため、事業効果は将来に持続的に及ぶも のである。 |
| | | 住宅リフォーム 補助事業 | 世羅町 | 住宅環境の向上及び住宅投資による地域経 済の活性化を図るものであり、事業効果は将 来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 公共施設等総 合管理事業 | 世羅町 | 人口減少が見込まれる状況において、長期的 な視点で施設等の長寿命化、更新及び廃止を 計画的に行うことで財政負担の平準化を行 いながら地域の維持・活性化を図るものであ り、事業効果は将来に持続的に及ぶものであ る。 |
| | | 過疎地域持続 的発展事業基 金造成 | 世羅町 | 「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」 事業に充てる財源として基金造成すること で、住民が安心して暮らすことのできる地域 社会の実現が図れるものであり、事業効果は 将来に持続的に及ぶものである。 |
| 2 産業の 振興 | (10)過疎地域持 続的発展特別 事業 | 有害鳥獣対策 事業 | 世羅町 | 集落等の環境整備や侵入対策、有害鳥獣の駆 除を実施することで鳥獣による農作物被害 の軽減を図るものであり、事業効果は将来に 持続的に及ぶものである。 |
| | | 農業振興事業 | 世羅町 | 地域の農業の振興に活力を与えると認めら れる農業者等を支援することで、町の主産業 である農業の経営の持続的発展を図るもの であり、事業効果は将来に持続的に及ぶもの である。 |
| | | 新規就農者支 援事業 | 世羅町 | 高齢化・後継者不足が進行する中で、事業を 実施することにより、主産業である農業を持 続可能なものとし、将来の担い手を確保・育 成するものであり、事業効果は将来に持続的 に及ぶものである。 |
| | | 農業参入企業 等支援事業 | 世羅町 | 農業参入企業の農業経営力強化の支援を行 い、町の主産業である農業の経営の持続的 発展を図るものであり、事業効果は将来に持 続的に及ぶものである。 |
| | | 担い手育成支 援事業 | 世羅町 | 高齢化・後継者不足が進行する中で、事業を 実施することにより、主産業である農業を持 続可能なものとし、将来の担い手を確保・育 成するものであり、事業効果は将来に持続的 に及ぶものである。 |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|--------------|-------------------------|------|---|
| | | 未来創造支援 事業 | 世羅町 | 高齢化・後継者不足が進行する中で、事業を実施することにより、主産業である農業を持続可能なものとし、将来の担い手を確保・育成するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 小規模事業者 支援事業 | 商工会 | 商工会の行う総合振興事業における小規模企業支援事業を支援することで、町内商工事業者の生産性の向上等に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 人材育成支援 事業 | 商工会 | 商工会の行う総合振興事業における人材育成事業を支援することで、町内商工事業者の持続的発展に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 商工会助成事 業 | 世羅町 | 経営発達支援計画に基づき中小事業者の持続的発展等に努める商工会事業を助成することにより、地域経済の活性化を図るものであり効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 6次産業振興 事業 | 世羅町 | 6次産業の取組みを支援することで、豊かな地域資源を生かした交流人口と農家所得の拡大を図ることができ、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 世羅ブランド 認証事業 | 世羅町 | 世羅ブランドの取組を行うことで、魅力ある世羅町の農産物等のPRや販路開拓を図るものであり、事業効果は将来に継続的に及ぶものである。 |
| | | 観光振興事業 | 世羅町 | 観光振興に係る施策を推進することで、本町の知名度向上を図り、交流人口の増加と関連産業の振興等により地域経済の活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | サテライトオ フィス誘致支 援事業 | 世羅町 | サテライトオフィス誘致に取組むことで、新たなビジネスの創出や地域経済の活性化を図ることができ、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 新規創業支援 助成金事業 | 商工会 | 新規創業者に創業時に要する経費を助成することで、町内での創業を促進するものであり、事業効果は将来に継続的に及ぶものである。 |
| | | 公共施設等総 合管理事業 | 世羅町 | 人口減少が見込まれる状況において、長期的な視点で施設等の長寿命化、更新及び廃止を計画的に行うことで財政負担の平準化を行いながら地域の維持・活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 過疎地域持続 的発展事業基 金造成 | 世羅町 | 「産業の振興」事業に充てる財源として基金造成することで、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が図れるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------------|----------------------|-------------------------|------|--|
| 3 地域に おける情報 化 | (2)過疎地域持続 的発展特別事業 | デジタル防災 無線維持管理 事業 | 世羅町 | デジタル防災無線の維持管理を行うことにより、適正な運用を確保するとともに、機器の正常な機能を維持することにより、防災体制の確立を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 光ファイバ網 管理運営事業 | 世羅町 | 住民の日常生活を支える情報通信基盤として、光ファイバ網の適正な管理を推進することにより、情報格差の是正及び持続可能な地域社会形成に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 公共施設等総 合管理事業 | 世羅町 | 人口減少が見込まれる状況において、長期的な視点で施設等の長寿命化、更新及び廃止を計画的に行うことで財政負担の平準化を行いながら地域の維持・活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 過疎地域持続 的発展事業基 金造成 | 世羅町 | 「地域における情報化」事業に充てる財源として基金造成することで、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が図れるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| 4 交通施 設の整備、 交通手段の 確保 | (9)過疎地域持続 的発展特別事業 | デマンド交通 事業 | 世羅町 | 住民の日常生活を支える交通手段として、デマンド交通の安定的な運行を確保することにより、交通弱者の解消及び持続可能な公共交通網の維持に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 生活交通バス 路線維持事業 | 世羅町 | 住民の町外への日常生活や交流を支える交通手段として、広域路線バスの安定的な運行を確保することにより、交通弱者の解消及び持続可能な公共交通網の維持に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 町道草刈り作 業交付金事業 | 世羅町 | 町道の草刈り作業を支援することにより、地域の生活環境の保全と交通の安全を図るものであり、事業効果は将来的に持続的に及ぶものである。 |
| | | 公共施設等総 合管理事業 | 世羅町 | 人口減少が見込まれる状況において、長期的な視点で施設等の長寿命化、更新及び廃止を計画的に行うことで財政負担の平準化を行いながら地域の維持・活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 過疎地域持続 的発展事業基 金造成 | 世羅町 | 「交通施設の整備、交通手段の確保」事業に充てる財源として基金造成することで、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が図れるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|----------------------|--------------------------|------|--|
| 5 生活環 境の整備 | (7)過疎地域持続 的発展特別事業 | 飲用水施設整 備補助事業 | 世羅町 | ボーリング及び堀井戸により水源の確保を 行う者に対し、補助することにより生活環境 基盤の改善及び定住の促進を図るものであ る。事業効果は将来に持続的に及ぶもので ある。 |
| | | 合併処理浄化 槽維持管理費 補助事業 | 世羅町 | 合併処理浄化槽の適正な維持管理を促進す ることで、将来にわたって生活環境の保全及 び公衆衛生の向上を図るものである。 |
| | | 老朽住宅除去 事業 | 世羅町 | 老朽化した空き家が倒壊により危険が及ぶ 恐れのある民間住宅の除却費用を支援する ことにより、将来にわたって町民の安全及び 良好な生活環境の保全に資するものである。 |
| | | 地域防災対策 事業 | 世羅町 | 「世羅町地域防災計画」に基づき、非常時の 防災備蓄品の補充、更新を行うことにより、 防災体制の確立を図るものであり、事業効果 は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 自主防災組織 支援事業 | 世羅町 | 地域ぐるみの防災体制の確立をめざすため、 地域での「自主防災組織」の設立支援・育成・ 強化を図ることにより、住民の防災意識の高 揚とともに防災体制の確立を図るものであ り、事業効果は将来に持続的に及ぶもので ある。 |
| | | 公共施設等総 合管理事業 | 世羅町 | 人口減少が見込まれる状況において、長期的 な視点で施設等の長寿命化、更新及び廃止を 計画的に行うことで財政負担の平準化を行 いながら地域の維持・活性化を図るもので あり、事業効果は将来に持続的に及ぶもので ある。 |
| | | 過疎地域持続 的発展事業基 金造成 | 世羅町 | 「生活環境の整備」事業に充てる財源として 基金造成することで、住民が安心して暮らす ことのできる地域社会の実現が図れるもの であり、事業効果は将来に持続的に及ぶもの である。 |
| 6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進 | (8)過疎地域持続 的発展特別事業 | 子育て支援事 業(保育料半額 補助) | 世羅町 | 3歳未満児の子育て世帯にかかる経済的負 担軽減することにより世羅町への定住・移住 促進や出産・子育てを誘引するなど、事業効 果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 高齢者・障害者 移動支援事業 | 世羅町 | 高齢者等が住み慣れた地域社会の中で、引き 続き生活していくことを支援するため「せら たすき一券」を対象者へ毎年交付し、閉じこ もり予防、地域社会参加の促進等の支援を行 うことにより介護予防へ繋げるものであり、 事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 健康診査・指導 事業 | 世羅町 | 身体の異常の早期発見・早期治療や生活習慣 改善につながる指導を実施することにより、 医療費の抑制や健康寿命の延伸につながる ため、事業効果は将来に持続的に及ぶもの である。 |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|------------------|-------------------|------|---|
| | | 健康づくり人材育成事業 | 世羅町 | 地域で健康づくりにかかわる人材を育成することにより健康に対する意識の向上につながるため、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 公共施設等総合管理事業 | 世羅町 | 人口減少が見込まれる状況において、長期的な視点で施設等の長寿命化、更新及び廃止を計画的に行うことで財政負担の平準化を行いながら地域の維持・活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 過疎地域持続的発展事業基金造成 | 世羅町 | 「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」事業に充てる財源として基金造成することで、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が図れるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| 7 医療の 確保 | (3)過疎地域持続的発展特別事業 | 地域医療確保事業 | 世羅町 | 医療機関の安定的運営により、将来にわたって町民が安心して暮らすことができる体制を整えるものである。 |
| | | 公共施設等総合管理事業 | 世羅町 | 人口減少が見込まれる状況において、長期的な視点で施設等の長寿命化、更新及び廃止を計画的に行うことで財政負担の平準化を行いながら地域の維持・活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 過疎地域持続的発展事業基金造成 | 世羅町 | 「医療の確保」事業に充てる財源として基金造成することで、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が図れるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| 8 教育の 振興 | (4)過疎地域持続的発展特別事業 | 小中学校デジタル化推進事業 | 世羅町 | 児童生徒のICT環境を整備することにより、質の高い教育を受けることで人材育成に寄与し、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 通学対策事業 | 世羅町 | 地域の需要に応じた通学対策を実施することで、児童生徒の福祉の向上、保護者に対する子育て支援の総合的な提供の推進を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 世羅高校教育環境等支援事業 | 世羅町 | 次世代を担う人材の確保及び育成のため、生徒確保への支援及び教育環境の整備をすることにより、生徒の学力向上、特色ある学校づくりにつながるため、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | スポーツ・レクリエーション推進事業 | 世羅町 | 地域におけるスポーツやレクリエーション活動を推進することにより、地域住民の繋がりがりや地域の活性化が図られるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------------|-------------------|-----------------|------|---|
| | | 公共施設等総合管理事業 | 世羅町 | 人口減少が見込まれる状況において、長期的な視点で施設等の長寿命化、更新及び廃止を計画的に行うことで財政負担の平準化を行いながら地域の維持・活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 過疎地域持続的発展事業基金造成 | 世羅町 | 「教育の振興」事業に充てる財源として基金造成することで、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が図れるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| 9 集落の 整備 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | 住民自治組織活動支援事業 | 世羅町 | 地域コミュニティの基盤である自治組織の活動を支援することで、地域の課題解決ができる自治の体制を整えるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 公共施設等総合管理事業 | 世羅町 | 人口減少が見込まれる状況において、長期的な視点で施設等の長寿命化、更新及び廃止を計画的に行うことで財政負担の平準化を行いながら地域の維持・活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 過疎地域持続的発展事業基金造成 | 世羅町 | 「集落の整備」事業に充てる財源として基金造成することで、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が図れるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| 10 地域文化の振興等 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | 文化財等保護継承事業 | 世羅町 | 地域の文化財の保存、伝承及び活用を図ることで、町民の郷土愛を育み、地域を担う人材を育成することに寄与し、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 公共施設等総合管理事業 | 世羅町 | 人口減少が見込まれる状況において、長期的な視点で施設等の長寿命化、更新及び廃止を計画的に行うことで財政負担の平準化を行いながら地域の維持・活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 過疎地域持続的発展事業基金造成 | 世羅町 | 「地域文化の振興等」事業に充てる財源として基金造成することで、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が図れるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| 11 再生可能エネルギーの利用の推進 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | 公共施設等総合管理事業 | 世羅町 | 人口減少が見込まれる状況において、長期的な視点で施設等の長寿命化、更新及び廃止を計画的に行うことで財政負担の平準化を行いながら地域の維持・活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|------------------------|--------------|-----------------|------|---|
| | | 過疎地域持続的発展事業基金造成 | 世羅町 | 「再生可能エネルギーの利用の推進」事業に充てる財源として基金造成することで、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が図れるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | — | 公共施設等総合管理事業 | 世羅町 | 人口減少が見込まれる状況において、長期的な視点で施設等の長寿命化、更新及び廃止を計画的に行うことで財政負担の平準化を行いながら地域の維持・活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 過疎地域持続的発展事業基金造成 | 世羅町 | 「その他地域の持続的発展に関し必要な事項」事業に充てる財源として基金造成することで、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が図れるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |